

第 19 事業年度  
(2023 年度)

事業報告

会計大学院協会

## 目次

第 19 事業年度の報告に当たって —3 年間を振り返って—	1
第 19 事業年度（2023 年度）事業報告	4
第 19 事業年度（2023 年度）事業および会務の概況	7
1. 2023 年度定例総会および理事・委員会議の開催	7
第 19 回（2023 年度）総会	7
2023 年度 第 1 回理事・委員会議（2023 年 5 月 13 日）	10
2023 年度 第 2 回理事・委員会議（2023 年 7 月 23 日）	13
2023 年度 第 3 回理事・委員会議（2023 年 9 月 24 日）	15
2023 年度 臨時理事・委員会議（2023 年 11 月 18 日）	18
2023 年度 第 4 回理事・委員会議（2023 年 12 月 16 日）	20
2023 年度 第 5 回理事・委員会議（2024 年 3 月 24 日）	23
電子メールでの配信事項	27
2. WEBサイトの運営	31
3. 会計大学院協会ニュースの発行	31
4. 会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会の活動	32
5. 会計大学院に関する統計について	70
6. 専門委員会の活動報告	70
7. 2022（令和 4）年度 会計大学院協会教育貢献者賞の授賞	73
第 19 事業年度（2023 年度）収支決算書	74
監査報告書	75
第 20 事業年度（2024 年度）事業計画	76
第 20 事業年度（2024 年度）収支予算書	77
会計大学院協会設置趣旨	78
別表	87
「会計大学院協会教育貢献者賞」に関する申し合わせ	88

## 第 19 事業年度の報告に当たって —3 年間を振り返って—

会計大学院協会の理事長として、2021 年より活動をしてまいりましたが、2024 年 5 月をもって任期を満了することになりました。会計大学院協会の運営にご協力をいただきました協会の副理事長、理事、監事、委員および幹事の先生方に心より御礼申し上げます。また、当協会との関係の深い日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、会計教育研修機構、および公認会計士・監査審査会の皆様から多大なるご支援とご助力を頂戴いたしました。期して感謝申し上げます。

以下では、第 19 年度(2023 年度)の当協会の活動についてご報告いたします。また、最後に理事長として従事した 3 年間を振り返り、簡単にではありますが総括させていただきたいと思います。

### (1) 実務補習所の単位減免制度の拡充

前年度に引き続き、実務補習所の単位減免制度の拡充について、日本公認会計士協会および会計教育研修機構との連携協議会で議論を重ねて参りました。この論点は、単に会計大学院修了生が実務補習所での学習をスキップすることが目的ではありません。会計大学院で学んだ内容が、実務補習所における学習内容と同等以上である場合は、その学習を終えたものとして、修了生にはますます広範囲になりつつある監査実務に関する新しい領域への挑戦をしてもらいたいという目的によるものです。

実務補習所における学習内容は、多量になるとはいうものの、これからの公認会計士として必要な ICT、統計、経営管理あるいは管理会計といった領域のコースは多くはありません。そこで、これらの領域に関して、動画コンテンツを活用した連携講座の新設などの提案を行っています。残念ながら、総会時点(2024 年 5 月 11 日)では未だ結論は出ておりませんが、統計、経営管理および管理会計について、国際会計教育基準審議会の「国際教育基準(IES)」が求めている内容のうち、実務補習所が取り扱っていない内容について一覧を作成し、それらの科目を連携講座として提供する準備があることを連携協議会でご提案したところです。現在、公認会計士協会および会計教育研修機構でその内容を精査されているところであり、5 月末に開催される連携協議会では、提案科目をどのような形で会計大学院と共通化するのかについて検討がなされることとなります。

### (2) 公認会計士に求められる人材に関する提言

2023 年 6 月 16 日、自由民主党金融調査会、企業会計に関する小委員会において、公認

会計士の能力開発に関する意見を求められ、公認会計士協会副会長の鶴田光夫氏、会計研修教育機構理事長の手塚正彦氏とともに提言を行ってまいりました。そこでは、公認会計士試験と修了考査の間にあるスキルギャップを埋めること、修了考査後の CPD の両面において、会計大学院が関与すべきであることを述べて参りました。

### (3) シンポジウム「非財務尺度の会計と管理」開催

コロナ禍で、2019 年より開催を控えていた会計大学院協会主催のシンポジウムを 2023 年 11 月 25 日に開催いたしました。近年、サステナビリティ経営あるいは ESG 経営がますます注目を浴びておりますが、サステナビリティ尺度あるいは ESG 尺度といった非財務尺度が財務的成果に及ぼす影響が重視されるようになってきています。この点について、学界から青山学院副学長、会計大学院協会前理事長の小西範幸氏および関西大学教授木村麻子氏、開示を巡る論点として有限責任監査法人トーマツの小口誠司氏、そして、情報開示の実務を担っておられる三井住友トラストホールディングスの稲葉章代氏をお招きし、報告とパネル・ディスカッションを行いました。その内容につきましては、ニュースレター第 37 号に詳しく示した通りですが、対面参加者、ウェブ参加者より数多くの質問をいただき、活発な議論がなされました。このテーマは、現在進行形の最重要課題として公認会計士のみならず、税理士あるいは企業内のサステナビリティ担当者も注目しており、もっともホットなものであると言えます。今後も、引き続き研究・教育の両方で深く掘り下げていくべきテーマであり、その端緒となるべきシンポジウムが開催できたことを光栄に思っております。

### (4) 経営会計専門家協会との連携

税理士法人との関係につきましては、一般社団法人経営会計専門家協会が認証する「経営会計専門家」に参加する会員校が増えてきたことをあげることができます。大企業との関係は公認会計士が持つことが多いですが、中小企業は税理士が関与することが多くなっています。そこで、税理士の方々にマネジメントサービスを行ってもらう為に、経営会計専門家協会は会計大学院等と提携し、税理士および公認会計士に対して、管理会計に関する学びの場を提供しています。現在、会計大学院では青山学院大学、関西大学、熊本学園大学、東北大学、明治大学、早稲田大学の 6 校がこの場を活用しています。

### (5) 3 年間の総括

2021年に青山学院大学の小西範幸先生より理事長のバトンを受けて以来、私に課された使命は、①実業界における会計大学院の認知度をさらに上昇させること、②財務会計・監査教育のみならず管理会計教育についても推進すること、③公認会計士協会および会計教育研修機構と強い連携を取り、会計大学院の修了生が大学院で学んだことをより一層活用できる状況の構築であると思っておりました。③は小西前理事長が敷いてくださった路線の延長で、その進捗状況は(1)で述べた通りです。他方、①および②は若干の独自性を出せたのではないかと思います。

とりわけ、ニュースレターにおいては、公認会計士協会および会計教育研修機構の役員の方々はもとより、シブサワ・アンド・カンパニーCEOの渋澤健氏、エーザイ CFO(執筆当時)の柳良平氏、日本板硝子執行役員(執筆当時)の三木晃彦氏、国際的な点を強調すれば、国際公認職業会計士協会の Malancon 氏、米国公認管理会計士協会 CEO(執筆当時)の Thomson 氏、さらにはヤンセンファーマ株式会社 CFO の Sobotka 氏などに執筆を依頼するとともに、会計大学院について説明申し上げ、理解を深めていただくとともに、修了生に対する多大な期待をいただきました。また、これらの執筆者の方々は、管理会計にも造詣が深く、管理会計教育に関するご提言もいただいております。

カンファレンスおよび何らかの登壇の機会があるごとに、会計大学院の取組みに関する紹介をしてまいりました。実業界でも、会計プロフェッションを育成する会計大学院の認知は高まっており、修了生を希望される企業も増えてきています。公認会計士および税理士といった資格を有する会計プロフェッションの育成はもちろんですが、より裾野の広い実業界や官公庁で働く会計プロフェッションを養成することも、会計大学院が取り組むべき課題であると考えております。この点は、任期が終えた後も、会計大学院の一教員として引き続き努力していく所存です。

会計大学院協会は、2024年度で20年をむかえます。幅広い会計プロフェッションの育成のために、5月より新体制の下で新たな出発をいたします。引き続きご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2024年5月  
会計大学院協会 理事長  
清水 孝

# 第 19 事業年度(2023 年度)事業報告

(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

団体名 会計大学院協会

団体の沿革 2005 年 4 月 1 日創立

設立目的 本会の目的は、会計大学院（文部科学省専門職大学院設置基準により設置された会計に関する専門職大学院をいう）相互の協力を促進して会計大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた会計職業人を養成し、社会に貢献することにある。

(規約第 3 条)

主な事業内容 (1) 会計大学院が行う職業会計教育の内容及び教育条件整備の検討と提言  
(2) 会計大学院の教育方法等の改善に関する検討と提言  
(3) 公認会計士試験のあり方に関する検討と提言  
(4) 第三者評価等の教育評価の推進とあり方の提言  
(5) 会計大学院に関する一般への広報活動  
(6) 会計大学院の教育に係る関係機関(関係諸官庁、日本公認会計士協会、その他職業会計人団体、経済団体、第三者評価機関等)との協力に関する事項  
(7) その他、協会が必要と認める事項

(規約第 4 条)

事務所所在地

早稲田大学大学院会計研究科内

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1

電話 03-3202-2594 FAX 03-3203-7067

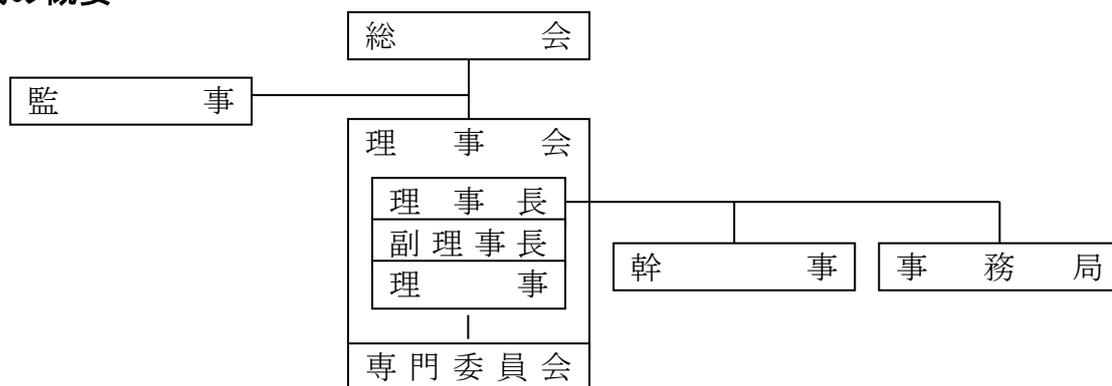
URL : <http://www.jagspa.jp/>

理事長校

早稲田大学大学院会計研究科内

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1

## 組織の概要



役員状況 ※任期は、いずれも 2021 年 5 月から 2024 年 5 月まで

役職	定数	氏名	所属
理事長	1名	清水 孝	早稲田大学
副理事長	2名	松本 祥尚 山地 範明	関西大学 関西学院大学
理事	6名 (理事長・副理事長を含む)	梅原 秀継 久持 英司 古市 雄一朗	明治大学 青山学院大学 大原大学院大学
監事	2名	木村 史彦 春日 部光紀	東北大学 北海道大学
幹事		目時 壮浩	早稲田大学
相談役		小西 範幸	青山学院大学

(2024 年 3 月 31 日現在)

- ・理事の定数は、2 回目の総会において改選されるときから 6 名（理事長、副理事長を含む）となる。

(規約第 13 条、附則第 3 条)

## 専門委員会

委員会名	委員長 委員	所属	担 当 理 事	任 務
教育・FD委員会	井上定子	兵庫県立大学	久持	会計大学院のコア・カリキュラムの検討・推進 FD開発、教材開発、実務教育の方策の検討
広報委員会	中村元彦	千葉商科大学	古市	会計大学院の認知度を高める活動の企画
CPE委員会	齋藤 淳	LEC 東京リーガルマインド大学院大学	松本	日本公認会計士協会のCPEの協力授業の開発と支援の検討
渉外・キャリア支援委員会	大塚成男	熊本学園大学	梅原	文部科学省、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会等との連携・強化案の策定 就職支援活動の推進

(2024年3月31日現在)

## 第 19 事業年度(2023 年度)事業および会務の概況

第 19 事業年度に実施した主な事業および会務の概況は、次のとおりである。

### 1. 2023 年度定例総会および理事・委員会議の開催

#### 第 19 回(2023 年度)総会

##### 第19回(2023年度)総会議事次第

日 時：2023 年5 月13 日(土) 13 時～

場 所：早稲田大学早稲田キャンパス 11 号館8階819 教室

(遠隔会議システム Zoom による同時中継)

会計大学院協会規約第22 条第3 項により、総会の議長は理事長が務める。

審議事項：

(1) 第18 事業年度(2022 年度)事業報告について【別添資料】

(2) 第18 事業年度(2022 年度)収支決算書および監査報告について【別添資料】

第34 条(予算及び決算)

2. 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書を作成し、理事会の議を経、監事の意見を添えて総会の承認を求めなければならない。

(3) 第19事業年度(2023 年度)事業計画について【別添資料】

(4) 第19 事業年度(2023年度)収支予算書について【別添資料】

第34 条(予算及び決算)

1. 理事長は、毎年 3 月末日までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

(5) その他

報告事項：

(1) 会計大学院協会ニュース第34号、第35号の発刊について【別添資料】

(2) 会計教育研修機構とのシラバス共有化について

(3) 2022年度「会計大学院協会教育貢献者賞」授与について【資料 1】

(4) その他

## 第 19 回（2023 年度）総会議事録

日 時：2023 年 5 月 13 日（土）13 時～14 時

場 所：早稲田大学早稲田キャンパス 11 号館 8 階 819 教室

（遠隔会議システム Zoom による同時中継）

議長：清水理事長

出席者：清水理事長（議長）、松本副理事長、山地副理事長、小西相談役、春日部監事、梅原理事、木村委員、久持理事、古市理事、井上委員、齋藤委員、大塚委員、中村委員、石山氏、土田氏、成宮氏、三島氏、山口氏、目時幹事

ご欠席（委任状あり）：茂木日本公認会計士協会会長、神津日本税理士連合会会長、久保氏、趙氏、西尾氏

ご欠席（委任状なし）：なし

委任状を含め過半数出席により総会成立

議題：

(1) 第 18 事業年度（2022 年度）事業報告について

清水理事長より、別添資料（「第 18 事業年度（2022 年度）事業報告（仮）」）を用いて第 18 事業年度（2022 年度）の事業報告がなされ、審議の結果、承認された。

(2) 第 18 事業年度（2022 年度）収支決算書および監査報告について

清水理事長より、規約第 34 条 2 項に基づき、別添資料を用いて収支決算書の説明および監査報告があり、審議の結果、承認された。

(3) 第 19 事業年度（2023 年度）事業計画について

清水理事長より、別添資料を用いて第 19 事業年度（2023 年度）の事業計画の説明がなされ、審議の結果、承認された。

(4) 第 19 事業年度（2023 年度）収支予算書について

清水理事長および目時幹事（事務局）より、規約第 34 条 1 項に基づき、別添資料を用いて収支予算書の説明がなされ、審議の結果、承認された。

その他

特になし。

報告事項：

(1) 『会計大学院協会ニュース』第 34 号および第 35 号の発刊について

清水理事長および目時幹事（事務局）より、第 34 号および第 35 号の『会計大学院協会

ニュース』が発刊された旨の報告があった。

(2) 会計教育研修機構とのシラバス共有化について

清水理事長より、2024年4月1日より、会計教育研修機構と会計大学院協会の間で「IFRS」および「監査事例研究」のシラバス共有化が開始されたことが報告された。

(3) 2022年度「会計大学院協会教育貢献者賞」授与について

清水理事長より、柴健次氏（関西大学教授）に2022年度「会計大学院協会教育貢献者賞」を授与するとの報告がなされ、賞状および記念品が贈呈された。

その他

特になし

以上

## 2023 年度 第 1 回理事・委員会議(2023 年 5 月 13 日)

### 2023 年度 第 1 回理事・委員会議 議事次第

日 時： 2023 年 5 月 13 日 (土) 11 時 00 分より

場 所： 早稲田大学早稲田キャンパス 11 号館 11 階 818 教室  
(遠隔会議システム zoom による同時中継)

議題：

審議事項：

- (1) 第 18 事業年度 (2022 年度) 事業報告について【別添資料】
- (2) 第 18 事業年度 (2022 年度) 収支決算書および監査報告について【添付資料 1】
- (3) 第 13 回「会計大学院協会教育貢献者賞」受賞者選考委員会の選考結果について【添付資料 2】
- (4) 監査法人インターンシップについて【添付資料 3】
- (5) その他

報告事項：

- (1) 会計大学院協会ニュース第 36 号の編集状況について
- (2) 企業会計広告および日経新聞広告の実施について
- (3) 2023 年度の会議日程について
  - ・第 1 回理事・委員会議 2023 年 5 月 13 日 (土)
  - ・第 2 回理事・委員会議 2023 年 7 月 23 日 (日)
  - ・第 3 回理事・委員会議 2023 年 9 月 24 日 (日)
  - ・第 4 回理事・委員会議 2023 年 12 月未定
  - ・第 5 回理事・委員会議 2024 年 3 月 24 日 (日)
  - ・2024 年度総会 2024 年 5 月 11 日 (土)
- (4) その他

以上

## 2023年度 第1回理事・委員会議 議事録

日 時： 2023年5月13日（土）11時00分から12時20分まで

場 所： 早稲田大学早稲田キャンパス 11号館 11階 818教室

（遠隔会議システム zoom による同時中継）

出席者：清水理事長（議長）、松本副理事長、山地副理事長、小西相談役、梅原理事、久持理事、古市理事（代理：上松先生）、春日部監事、木村監事、井上委員、大塚委員、齋藤委員、中村委員、日時幹事

議 題：

前回議事録の確認

議事録について原案のとおり承認された。

審議事項：

（1）第18事業年度（2022年度）事業報告について

第18事業年度（2022年度）事業報告について、清水理事長より報告があった。一部、掲載不要事項の削除に関する指摘があり、この点を削除することとした。その他、原案のとおり承認された。

（2）第18事業年度（2022年度）収支決算書および監査報告について

第18事業年度（2022年度）収支決算書について日時幹事より報告があった。一部形式上の不備が見られたため、この点を修正することにした。その他原案のとおり承認された。その後、春日部監事および木村監事より監査報告があり、原案のとおり承認された。

（3）第13回「会計大学院協会教育貢献者賞」受賞者選考委員会の選考結果について

第13回「会計大学院協会教育貢献者賞」受賞者選考委員会の選考結果について、清水理事長より、柴健次先生へ授与することを決定した旨の報告があり、原案のとおり承認された。

（4）監査法人インターンシップについて

松本副理事長より、文科省における採用・インターンシップの類型の変更に伴って、現在監査法人と実施しているインターンシップについては、当該類型におけるインターンシップの要件を満たさずインターンシップを呼称することができなくなる旨の報告があった。当該類型の変更に伴って、インターンシップの要件を満たすためには、5日以上実施いただく必要がある。これをうけて、以下の3つの方向性について、今後検討する必要があることが確認された。

1. 類型におけるインターンシップの満たすために、実施期間を1日から5日以上へ延長いただく（タイプ3以上に変更を要求）。
2. 現状と同様に、1日～1日半の期間での実施を継続する。ただし、この場合は、監査法人は学生の個人情報をリクルートに活用できなくなる（タイプ1ないしはタイプ2を維持）。
3. 会計大学院協会としては関与しない

今後の検討のために、まずは監査法人に対して、類型変更への対応を求めることにする。その際、教育効果を考慮し、上記1の対応（より長期での実施を含む）を求めることについても確認された。しかし、対面でのインターンシップ実施となった場合、東京、大阪近郊以外の学生の参加が困難となるため、費用面の補助等含め、この点にあわせて検討する必要がある点についても指摘があった。

(5) その他  
特になし

報告事項：

(1) 会計大学院協会ニュース第36号の編集状況について

目時幹事より、36号の発刊時期が5月下旬の発行となることが報告された。

(2) 企業会計広告および日経新聞広告の実施について

清水理事長より、企業会計広告および日経新聞広告について例年どおり実施する旨の報告があった。なお、日経新聞広告については、参加希望校のみでの実施となる。

(3) 2023年度の会議日程について

- ・第1回理事・委員会議 2023年5月13日（土）
- ・第2回理事・委員会議 2023年7月23日（日）
- ・第3回理事・委員会議 2023年9月24日（日）
- ・第4回理事・委員会議 2023年12月未定
- ・第5回理事・委員会議 2024年3月24日（日）
- ・2024年度総会 2024年5月11日（土）

(4) その他  
特になし

以上

2023 年度 第 2 回理事・委員会議(2023 年 7 月 23 日)

2023 年度 第 2 回理事・委員会議 議事次第

日 時： 2023 年 7 月 23 日 (日)

場 所： 報告事項のみのため、メール審議にて開催 (2023 年 7 月 18 日に送信)

議 題：

報告事項：

(1) 連携協議会報告

(2) 2023 年度第 4 回理事・委員会議の開催日程について

連絡事項：

2023 年度第 3 回理事・委員会議は 9 月 24 日 (日) 14 時より Zoom にて開催

以上

2023 年度 第 2 回理事・委員会議 議事録

日 時： 2023 年 7 月 23 日（土）

場 所： 報告事項のみのため、メール審議にて開催（2023 年 7 月 18 日に送信）

議 題：

報告事項：

(1)連携協議会報告

次回連携協議会は、8 月 15 日（火）を予定している。議論の経過は 9 月 24 日（日）第 3 回理事・委員会議にてご報告する。

(2)2023 年度第 4 回理事・委員会議の開催日程について

第 4 回理事・委員会議は、12 月 16 日（土）に早稲田大学にて開催を予定。ハイブリッド（Zoom 併用）での開催。

連絡事項：

2023 年度第 3 回理事・委員会議は 9 月 24 日（日）14 時より Zoom にて開催

以上

2023 年度 第 3 回理事・委員会議(2023 年 9 月 24 日)

2023 年度 第 3 回理事・委員会議 議事次第

日 時： 2023 年 9 月 24 日（日）14 時より

場 所： 遠隔会議システム zoom による

議 題：

前回議事録の確認

審議事項：

(1) 2023 年度入試\*、入試結果および修了状況に関する統計調査の実施について

\*2023 年度入試（2023 年度の入学者に対する入試）

(2) 企業会計広告の実施について

(3) インターンシップについて

(4) その他

報告事項：

(1) 連携協議会報告

(2) 会計大学院協会シンポジウム開催

(3) 2023 年 12 月第 4 回理事・委員会議の日程および開催方法について

(4) 『監査実務ハンドブック 2024 年版』のアカデミック・ディスカウント

(5) 税理士教育の強化および経営会計専門家協会との連携について

(6) 日本経済新聞への広告掲載について

(7) その他

以上

## 2023 年度 第 3 回理事・委員会議 議事録

日 時： 2023 年 9 月 24 日（日）14 時 00 分～15 時 10 分

場 所： 遠隔会議システム zoom にて実施

出席者：清水理事長（議長）、松本副理事長、山地副理事長、梅原理事、久持理事、古市理事、春日部監事、木村監事、井上委員（代理：土田先生）、大塚委員、齋藤委員、中村委員、日時幹事

欠席：小西相談役

議 題：

第 1 回・第 2 回理事・委員会議の議事録確認

議事録について原案のとおり承認された。

審議事項：

(1) 2023 年度入試※、入試結果および修了状況に関する統計調査の実施について

※2023 年度入試（2023 年度の入学者に対する入試）

・日時幹事より、例年同様に入試結果および修了状況に関する統計調査を実施する旨の説明があり、提案のとおり承認された。

(2) 企業会計広告の実施について

・例年どおり企業会計広告を実施したい旨、清水理事長より提案があり、提案のとおり承認された。

(3) インターンシップについて

・梅原理事より、監査法人の協力のもと実施している研修に関する期間延長の交渉の結果について説明があった。現状の 1 日での実施から 5 日間での実施に延長していただくことを打診したが、各監査法人から現状のまま、1 日での実施としたいとの回答があった。2023 年度については、これまでどおり 1 日での実施とする。会計大学院認証評価にあたり、インターンシップに関する指摘事項を受ける可能性についての懸念の声があがったが、各校で情報を共有しながら今後の対応を検討することとなった。

報告事項：

(1) 連携協議会報告

・連携協議会にて、実務補習規程第 12 条に基づいて行われている会計大学院の講義による実務補習所 30 単位減免の制度を廃止し、シラバス共有化を進めていきたい旨の提案がなされたことが清水理事長より報告された。会計大学院学生の不利とならないような交渉を引き続き継続する。

(2) 会計大学院協会シンポジウム開催

・11/25（土）14時より「非財務尺度の会計と管理」と題して、会計大学院シンポジウムを開催する旨の報告が清水理事長よりあった。講演者については、決まり次第改めてご案内する。

(3) 2023年12月第4回理事・委員会議の日程および開催方法について

・目時幹事より、2023年12月16日（土）に早稲田大学（遠隔会議システム zoom の併用）にて、理事・委員会を開催する旨の報告があった。

(4) 『監査実務ハンドブック 2024年版』のアカデミック・ディスカウント

・目時幹事より、『監査実務ハンドブック 2024年版』のアカデミック・ディスカウントの案内がなされた。

(5) 税理士教育の強化および経営会計専門家協会との連携について

・会計士教育だけでなく、税理士教育にも力を入れていくために、経営会計専門家協会など、税理士教育に力を入れている組織との連携を検討していく必要があるのではないかとの提案が清水理事長よりなされた。税理士のニーズも見極めつつ、引き続き検討することとなった。

(6) 日本経済新聞への広告掲載について

・2023年8月31日朝刊に会計大学院の連合広告が掲載されたことが確認された。

(7) その他

特になし

連絡事項：

・2023年度第4回理事・委員会議 2024年12月16日（土）16時～

以上

2023 年度 臨時理事・委員会議(2023 年 11 月 18 日)

2023 年度 臨時理事・委員会議 議事次第

日 時： 2023 年 11 月 18 日（土） 10：00 - 12：00

場 所： Zoom による遠隔会議

議 題：

(1) 実務補習規程 12 条で定める 30 単位上限の減免廃止の件

別添資料

- ①連携協議会(10/10)資料
- ②別紙（各校における免除対象外となる科目一覧）
- ③科目説明サンプル\_原価計算

以上

## 2023 年度 臨時理事・委員会議 議事録

日時：2023 年 11 月 18 日（土）10 時 00 分～11 時 20 分

場所：遠隔会議システム zoom にて実施

出席者：清水理事長（議長）、松本副理事長、山地副理事長、梅原理事、久持理事、古市理事、春日部監事、木村監事、井上委員、大塚委員、齋藤委員、中村委員、目時幹事

欠席：小西相談役

議 題：

- ・実務補習規程 12 条で定める 30 単位上限の減免廃止の件

冒頭、清水理事長より、過日開催された連携協議会にて、5 年後（2029 年 10 月 31 日）をもって、実務補習規程 12 条で定める 30 単位上限の減免措置を廃止することが提案された旨の報告があった。別添資料に記載の科目のうち、赤字が付されたものについては、2024 年度から即座に単位減免対象科目から外す旨が JICPA より提案されている。

これを受けて、清水理事長より、各校の減免対象科目のうち、赤字が付された科目について、「簿記論や会計基準の理解等の主に公認会計士試験合格に必要な基礎的な内容の科目等」に該当するか否かについて検討いただき、該当しないと判断される科目については、その理由説明いただきたいと依頼がなされた。

各校は検討結果を 12/14（金）頃を目途に目時幹事に送付することが提案され、提案のとおり承認された。

以上

2023 年度 第 4 回理事・委員会議(2023 年 12 月 16 日)

2023 年度 第 4 回理事・委員会議 議事次第

日 時： 2023 年 12 月 16 日 (土) 16 時より

場 所： 早稲田大学早稲田キャンパス 11 号館 9 階 908 教室

(遠隔会議システム zoom にて同時中継)

議 題：

前回議事録の確認

審議事項：

- (1) 公認会計士試験合格者状況の統計調査依頼
- (2) 30 単位減免に関する対象科目について
- (3) その他

報告事項：

- (1) 渉外・キャリア支援委員会報告
- (2) 連携協議会報告
- (3) 会計大学院協会ニュース第 37 号の編集状況について
- (4) 入試結果および修了状況の統計調査結果について
- (5) 会計大学院協会シンポジウムの開催報告
- (6) その他

連絡事項：

- (1) 第 5 回理事・委員会議 2024 年 3 月 24 日 (日)
- (2) 2024 年度総会日程 2024 年 5 月 11 日 (土)

以上

## 2023年度 第4回理事・委員会議 議事録

日時：2023年12月16日（日）16時00分～16時45分

場所：早稲田大学早稲田キャンパス11号館9階908教室（遠隔会議システム zoomにて同時中継）

出席者：清水理事長（議長）、山地副理事長、梅原理事、古市理事、春日部監事、木村監事（代理：嘉本先生）、井上委員、大塚委員、齋藤委員、中村委員、目時幹事

欠席：小西相談役、久持理事、松本副理事長

議題：

前回議事録の確認

議事録について原案のとおり承認された。

審議事項：

(1) 公認会計士試験合格者状況の統計調査依頼

・目時幹事より、公認会計士試験合格者状況の統計調査を実施する旨の説明があり、提案のとおり承認された。

(2) 30単位減免に関する対象科目について

・清水理事長より、包括30単位減免の対象科目に関する説明文が各校から提出されたことが報告された。その後、早稲田大学にてとりまとめを行い、会計教育研修機構へ提出する旨が提案され、提案のとおり承認された。

・連携講座「会計倫理」が実務補習所との連携科目から外れることを受けて、2024年度以降の取り扱いについて委員より質問があった。この点について、2023年度会計大学院入学者までは「会計倫理」も含めた15単位が免除される点を確認された（なお、この点は後日会計教育研修機構にも確認済みである）。

・連携講座「会計倫理」の動画および資料の改訂を受けて、どのタイミングで旧資料から新資料に切り替えを行う必要があるかについて、委員より質問があった。この点、2024年度以降については新資料をもとに授業を行う必要があるものの、2023年度中については、すでに授業が進行中であることから、新旧いずれの資料で授業を行うかについては各校の判断にお任せしたい旨、清水理事長より説明があった。

報告事項：

(1) 渉外・キャリア支援委員会報告

・梅原理事より、四大監査法人キャリア教育（旧インターンシップ）について、100名の定員に対して85名の応募（12月15日時点）となっており、理事・委員の先生方にさらに学生への周知に協力いただきたい旨の報告があった。

(2) 連携協議会報告

・清水理事長より、次回連携協議会は1月に予定している旨の報告がなされた。

(3) 会計大学院協会ニュース第37号の編集状況について

・目時幹事より、会計大学院協会ニュース第37号の編集状況について、編集作業がやや遅れており、2月から3月の発刊となる旨の報告がなされた。

(4) 入試結果および修了状況の統計調査結果について

・目時幹事より、2023年度入試結果および修了状況の統計調査結果について、報告がなされた。12月16日時点において全会員校の結果が揃っていないため、全会員校の結果が揃い次第、メールにて結果を共有することとする。

(5) 会計大学院協会シンポジウムの開催報告

・清水理事長より、11/25(土)14時から「非財務尺度の会計と管理」と題して会計大学院協会シンポジウムが4年ぶりに開催されたことが報告された。

(6) その他

特になし

連絡事項：

(1) 目時幹事より、2024年3月24日(日)に遠隔会議システム zoom にて、2023年度第5回理事・委員会を開催する旨の報告があった。

(2) 目時幹事より、2024年5月11日(土)に早稲田大学(遠隔会議システム zoom による同時中継あり)にて、2024年度会計大学院協会総会を開催する旨の報告があった。

以上

## 2023 年度 第 5 回理事・委員会議(2024 年 3 月 24 日)

### 2023 年度 第 5 回理事・委員会議 議事次第

日 時： 2024 年 3 月 24 日（日）14 時より

場 所： 遠隔会議システム zoom にて実施

議 題：

前回議事録の確認

審議事項：

- (1) 第 20 事業年度（2024 年度）予算案について【添付資料 1】
- (2) 第 20 事業年度（2024 年度）事業計画について
- (3) 2024 年度総会について
- (4) 第 14 回「会計大学院協会教育貢献者賞」の受賞者選考委員会委員の選任について
- (5) その他

報告事項：

- (1) 渉外・キャリア支援委員会報告
- (2) 連携協議会報告
- (3) 会計大学院協会ニュース第 37 号の刊行について
- (4) 会計大学院協会ニュース第 38 号の編集について
- (5) 公認会計士試験合格状況に関する調査結果について【添付資料 2】
- (6) 日本公認会計士協会出版物のアカデミック・ディスカウントについて【添付資料 3】
- (7) その他

連絡事項：2024 年度総会日程 2024 年 5 月 11 日（土）

以上

## 2023 年度 第 5 回理事・委員会議 議事録

日 時： 2023 年 12 月 16 日（日）14 時 00 分～15 時 15 分

場 所： 遠隔会議システム zoom にて

出席者：清水理事長（議長）、小西相談役、松本副理事長、山地副理事長、梅原理事、久持理事、古市理事、春日部監事、木村監事、井上委員、大塚委員、齋藤委員、中村委員、日時幹事

議 題：

前回議事録の確認

議事録について原案のとおり承認された。

審議事項：

(1) 第 20 事業年度（2024 年度）予算案について

・日時幹事より、予算案について説明があった。その後、理事・委員からのコメントを受けて、次のとおり予算案を修正することとした。

①シンポジウム予算として 500,000 円（2023 年度と同額）を計上する。

②総会後に懇親会を実施するため 500,000 円を計上する。

③ニュースレター発行費を発行費値上がりの実態にあわせて 1,100,000 円計上する。

④旅費交通費、雑費支出を総額 200,000 円減額する。

・その他、20 周年企画として、全会員校による日経広告を予算計上すべきか否かについても議論があった。日経広告は 2025 年度に実施することとし、今年度は予算計上しないことが決定した。

(2) 第 20 事業年度（2024 年度）事業計画について

・清水理事長より現執行部体制から新執行部体制への移行するタイミングであるが、2024 年度においても、これまで実施してきた事業を継続して実施することを前提とした事業計画を策定することが提案され、承認された。

(3) 2024 年度総会について

・清水理事長より、遠隔会議システム（Zoom）を併用する形で早稲田大学にて対面実施することが提案され、承認された。また、理事・委員からコロナ以前に実施していた総会後の懇親会を再開してはどうかとの意見があり、2024 年度総会より再開することが決定した。なお、2024 年度総会は 2024 年 5 月 11 日（土）に開催し、記念講演会は、吉武博通氏（筑波大学名誉教授、学校法人東京家政学院理事長）に依頼予定である。

(4) 第 14 回「会計大学院協会教育貢献者賞」の受賞者選考委員会委員の選任について

・「会計大学院協会教育貢献者賞」の受賞者選考委員会の設置にあたり、同選考委員会の申し合わせ事項の確認を行った後、選考委員として、清水理事長、松本副理事長、山地副理事長、目時幹事が指名され、承認された。

(5) その他  
特になし

#### 報告事項

(1) 渉外・キャリア支援委員会報告

・梅原理事より監査法人キャリア教育の実施結果について、110 名の申し込みがあったことが報告された。

(2) 連携協議会報告

・清水理事長より、連携協議会について以下の事項が報告された。

①30 単位減免廃止に伴って、2023 年 12 月に各校に対して減免対象科目の見直しを依頼したが、会計教育研修機構より、2024 年度については減免対象科目の削減は行わない旨の連絡があった。

②連携講座から「会計倫理」が外れることとなったが、2023 年度会計大学院入学者までは、「会計倫理」を受講済みである場合、「会計倫理」を含めた 15 単位が減免されること会計教育研修機構に確認した。

③後続のシラバス共有科目として、経営・管理会計領域を検討中であるが、シラバス共有化が困難である場合には、連携講座化することも検討している。

(3) 会計大学院協会ニュース第 37 号の刊行について

・目時幹事より、会計大学院協会ニュース第 37 号が刊行された旨が報告された。

(4) 会計大学院協会ニュース第 38 号の編集状況について

・目時幹事より、会計大学院協会ニュース第 38 号の編集状況について説明があり、2024 年 6 月頃の刊行予定であることが報告された。

(5) 令和 5 年度公認会計士試験の合格状況調査について

・目時幹事より、令和 5 年度公認会計士試験の合格状況調査の結果について以下のとお

り報告された。

		計				
			2022 年度	2021 年度	2020 年度	2019 年度
2023 年度在学学生						
2 年生以上	20		15	6	14	14
1 年生以上	23		11	9	14	11
備考	43	←在学中合格者計	26	15	28	25
修了生						
2022 年度	10		8	9	13	22
2021 年度以前	21		14	25	21	35
備考	31	←修了生合格者計	22	34	34	57

(6) 日本公認会計士協会出版物のアカデミック・ディスカウントについて  
 ・日本公認会計士協会出版会より、『会計監査六法 2023 年版』（※購入者特典として、会計監査六法のコンテンツのデータベース版が利用可能）のアカデミック・ディスカウントを行う旨のご案内をいただき、メールにて会員校に周知を行った旨が、目時幹事より報告された。

「会計監査六法 2024 年版」

価格：定価 11,200 円＋税→ 5,600 円＋税にて販売（送料無料）

締切日：2024 年 5 月末日（締切日以降のお申込みについては、下記お問合せ先まで）

お問合せ先：日本公認会計士協会出版局／担当：笠井様・山野様

Email：syuppan@jicpa.or.jp 電話：03-3515-1124

(7) その他

特になし

以上

## 電子メールでの配信事項

2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における電子メール（メーリングリスト）での理事・委員会議に関する配信事項は以下のとおりであった。

1. 2023年度第1回理事・委員会議および第18回（2023年度）総会開催案内の送付（4/21事務局発信）  
2023年5月13日（土）に行われる2023年度第1回理事・委員会議、第18回（2023年度）総会および記念講演会の開催案内を送付した。
2. 公認会計士監査審査会「修得・修了証明書」の電子化に関する会員校へのお伺い（5/1事務局発信）  
公認会計士・監査審査会からの依頼により、「修得・修了証明書」の電子化に関するアンケートを各会員校に依頼し、事務局にて取り纏めを行った。
3. 日本公認会計士協会出版物のアカデミック・ディスカウント実施についての案内と申込書の送付（5/1事務局発信）  
日本公認会計士協会出版局より『会計監査六法 2023年版』についてアカデミック・ディスカウントを実施する旨の案内があり、注文書等を添付のうえ、会員校へメールを送付した。
4. 日経新聞広告出稿の意思確認および会計大学院博士後期課程設置に関する意見聴取（5/24事務局発信）  
会計大学院協会の日経新聞広告の実施にあたり、各会員校の参加意思確認を行うとともに、会計大学院博士後期課程設置に関する意見聴取を行った。
5. 2023年度第2回理事・委員会議メール開催のご案内の送付（7/18事務局発信）  
2023年7月23日（日）14時から2023年度第2回理事・委員会議について、審議事項がないことから、メールでの報告に切り替える案内を送付した。
6. 日本公認会計士協会出版物のアカデミック・ディスカウント実施についての案内と申込書の送付（9/21事務局発信）  
日本公認会計士協会出版局より『監査実務ハンドブック 2024年版』についてアカデミック・ディスカウントを実施する旨の案内があり、注文書等を添付のうえ、会員校へメールを送付した。
7. 2023年度第3回理事・委員会議開催案内の送付（9/21事務局発信）

2023年9月23日（日）に行われる2023年度第3回理事・委員会議の開催案内を送付した。

8. 入試結果および修了状況に関する統計調査回答の依頼の送付（10/2 事務局発信）  
 会員校の入試結果および修了状況に関する統計調査への回答依頼を、回答ファイルを添付して送付した。
9. 会計大学院協会主催シンポジウムのご案内の送付（10/23 事務局発信）  
 11月25日（土）13時30分より、会計大学院協会主催シンポジウム「非財務尺度の会計と管理」を開催する旨について各会員校への案内を行った。
10. 2023年度臨時理事・委員会出欠伺いの送付（11/9・11/19 事務局発信）  
 実務補習30単位減免に関する科目見直しを議題とする臨時理事・委員会議を開催する旨のご連絡とともに、出欠確認伺いのメールを送信した。また、11/19には、臨時理事・委員会議での決定事項とともに、Zoomの録画動画を送付した。
11. 2023年度第4回理事・委員会出欠伺いの送付（12/9 事務局発信）  
 2023年度第4回理事・委員会議への出欠確認伺いのメールを送信した。
12. 連携講座「会計倫理」資料改訂に関する案内の送付（12/9 事務局発信）  
 連携講座5科目のうち、「会計倫理」について、青山学院大学町田先生より改訂をいただいた旨の案内を行うとともに、新たな授業資料ファイルをdropbox経由で配信した。
13. シラバス共有科目「IFRS」および「監査事例研究」に関する単位減免決定のご案内（12/30 事務局発信）  
 シラバス共有科目「IFRS」および「監査事例研究」について、以下のとおり減免が決定した旨の連絡を行うとともに、減免申請書を送付した。

	IFRS	監査事例研究
青山学院大学	IFRS I	監査事例研究 I
関西学院大学	国際会計基準 A	監査事例研究
	国際会計基準 B	
関西大学	IFRS 会計論	監査事例研究
	IFRS 事例研究	

千葉商科大学	IFRS- I	事例研究（会計監査）
	IFRS- II	
東北大学	IFRS1	—
	IFRS2	
北海道大学	国際財務報告基準論 II	会計事例研究 D
明治大学	IFRS	監査ケーススタディ C
早稲田大学	国際会計基準 I	—
	国際会計基準 II	

#### **留意事項**

・シラバス共有に関する申請科目が複数にわたる場合（例：早稲田大学の場合、「IFRS」について国際会計基準 I および国際会計基準 II を対応科目として申請）、**両方科目の単位を修得した場合にシラバス共有による単位減免**が行われる。

・**複数科目のうち一部の科目しか履修していない場合**（例：早稲田大学の場合、国際会計基準 I、国際会計基準 II のいずれか一方しか履修していない場合）、**シラバス共有による単位減免は認められない**。

・シラバス共有を申請している場合、**包括 30 単位減免対象科目に、シラバス共有に関する申請科目**（例：早稲田大学の場合、国際会計基準 I もしくは国際会計基準 II）**を含めることはできない**。

14. 2023 年度監査法人キャリア教育派遣の募集について（11/20 梅原理事発信）  
2023 年度監査法人キャリア教育（旧インターンシップ）の実施にあたり、実施要領等の書類を送付するとともに、各会員校からの学生の応募を依頼した。
15. 2023 年度会費請求書の送付（12/20 事務局発信）  
2023 年度の会費請求について、郵送にて請求書類を送付した。
16. IASB 議長 Andreas Barckow 氏による講演会の案内（3/2 事務局発信）  
青山学院大学にて IASB 議長 Andreas Barckow 氏による講演会が開催される旨の案内を行った。
17. 日本公認会計士協会出版局の『会計監査六法 2024 年度版』アカデミック・ディスカウントの案内送付（3/4 事務局発信）

日本公認会計士協会出版局より『会計監査六法 2024 年度版』についてアカデミック・ディスカウントを実施するとのこと案内をいただき、注文書等を添付のうえ、メールにて会員校に案内を行った。

18. 2023 年度公認会計士試験合格状況に関する統計調査回答の依頼（3/15 事務局発信）

会員校における 2023 年度公認会計士試験合格状況に関する統計調査への回答依頼を、回答ファイルを添付して送付した。

19. 2023 年度第 5 回理事・委員会出欠伺いの送付（3/19 事務局発信）

2023 年度第 5 回理事・委員会議への出欠確認伺いのメールを送信した。

以上

## 2. WEBサイトの運営

2011年度より会計大学院協会独自のウェブサイトを開設し、逐次更新している。  
2014年度に、アドレスを変更。

URL : <http://www.jagspa.org/>

会計大学院協会の事業に関する情報公開、シンポジウム、セミナー等の案内、「会計大学院協会ニュース」および事業報告の掲載、会員校のリンクなど。

## 3. 会計大学院協会ニュースの発行

2023年5月30日 「会計大学院協会ニュース No.36」  
発行部数 1,000部

2024年2月29日 「会計大学院協会ニュース No.37」  
発行部数 1,000部

## 4. 会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会の活動

本事業については、2019年度第3回理事・委員会において「会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会」（以下、「連携協議会」）が正式に組織され、会計大学院協会側では、小西範幸相談役（青山学院大学）、清水孝理事長（早稲田大学）、山地範明副理事長（関西学院大学）、松本祥尚副理事長（関西大学）、梅原秀継理事（明治大学）、目時幹事（早稲田大学）が担当した。以下は、2023年度における活動報告である。

### 2023年8月15日連携協議会

日 時：2023年8月15日（火）10:00～11:30

場 所：オンライン会議（Microsoft Teams）

出席者：10名

<会計大学院協会>

清水 孝理事長、山地 範明副理事長、松本 祥尚副理事長、目時 壮浩幹事

<日本公認会計士協会>

鶴田 光夫副会長、日下部 恵美常務理事、安井 康二常務理事、

鈴木 裕子常務理事

<会計教育研修機構>

福原 正三実務補習カリキュラム・教材検討会委員長

福岡 広信専務理事

### 1. シラバス共有化した科目の単位減免について

福原：会計大学院協会の単位減免に関しては、今回のコア・カリキュラムの共有化も含めて様々な形での減免が行われてきています。ここで、制度について実務補習所の運営サイドとしても整理したいと考えています。過去に小西先生と前任の専務理事の新井さんとの間で単位の減免に関して議論をしていましたが、実務補習所の会議体では検討されていなかったため、改めて相談をしたいと考えています。事務局からの説明や本日の資料の通り、これまでの30単位を上限とした減免は、会計大学院での1コース（1,350分）に対して、3単位の減免で一对一にはなっていません。今回シラバスを共有化したものは、1時間1単位として、一对一で減免する形になっています。これまでの緩い形での減免対応関係から、しっかりシラバス共有化をして一对一での減免に徐々に移行していったらというご提案です。これまでの30単位の減免が、実務補習所の修了に必要な学年毎に定める必須単位からの減免にはなっていなかったため、減免の効

果が薄かったという見方もあります。経過措置を設けながら移行していくことと、会計大学院での単位取得から単位減免申請までの期間についてご相談させていただきたく、ぜひ先生方の方からもご意見いただければと思います。

清水：福原先生のお話、よくわかりました。今までの30単位の免除は、基本的にシラバス共有化に移行して免除をする方向にするとの理解で間違いはないでしょうか。

福原：はい。その理解で間違いはないです。

清水：シラバス共有化に移行していくことについては、私共としても基本的には賛成です。ただ、少し考えないといけないのは、現在の実務補習規程第12条の30単位減免の中にある「経営」と「コンピュータ」と「法規・職業倫理」、この3つの科目です。これらの科目は、シラバスの共有化が現状ではできません。なぜならば、実務補習所の方で、そういった科目の設置が基本的にはないからと理解しています。実務補習所の中でやっていることを、単純に共有化して単位を認めるということについては、再度ご検討いただきたいと思います。

もう1点、現状の減免単位数を全部合わせると、74単位（連携講座15単位、12条の30単位、共有化29単位）の減免がありますが、基本的にこの3年程度の移行期間の中で、シラバス共有化を行うことによって74単位程度まで、或いはもっとそれ以上のところまで減免単位数を持っていかないと、我々の大学院の学生たちが今の段階で総減免単位数が74単位だと念頭に置いているので、不利益変更になってしまいます。シラバス共有化を今後ますます拍車をかけて進めていただかないと我々としては困ります。

それから、連携講座で会計倫理を廃止したいとのことですが、各大学院でも会計倫理の科目は設置しているはずなので、シラバス共有化を行い、実務補習規程12条の2から12条の単位減免科目に移行することが可能であると思います。

最後に、単位認定からカリキュラム共有化への移行フローですが、移行期間が2024年4月からの改定としていただかないと、2023年度は、もうすでに既存のルールで大学院が動いております。連携講座15単位、シラバス共有化29単位、その他30単位を減免対象として動いておりますので、2023年度に関する変更は、既に4月時点で学生たちと契約状態が出来上がっていますので、途中での変更はできません。2024年4月から移行のフローが始まるようお願いしたいと思います。

山地：移行期間について、2026年頃に現状の30単位の単位減免を終了するとありますが、移行期間年数をもう少し長くとっていただきたいと思います。

松本：清水先生からお話いただいた内容で概ね事前に相談した内容と合致していますが、もう少し具体的にお話しさせていただきます。経過措置の移行期間3年経過後に既存の30単位減免を廃止するとして資料右下で×がついている部分ですが、そのうちの経営とかコンピュータとか法規・職業倫理というのは、IES準拠を前提に我々も補習所も義務づけられているものです。これらについて補習所では人繰り

ができないとかシラバスが十分に書き込めないということで十分なサービスが提供できていない部分を、我々大学院では提供しているものなので、この3科目の24単位分は包括30単位の枠組みの中で、従来通り単位減免を認めていただきたいと思います。

清水先生のご発言にありました資料左上の実務補習規程12条の2、「会計倫理」に関しては、資料にも記載があるように実務補習必須科目と内容が重複しており、廃止を提案するという事なのですが、教育内容が重複しているのであれば、実務補習規程12条のシラバス共有化に移す方が、話としては筋が通るように思います。このため、シラバス共有化をして12条の方に移すか、現在の連携科目の中で会計倫理として提供しているeラーニングの科目3時間分を会計大学院で視聴した分を、そのままJ1で提供されている職業倫理3時間分と読みかえていただくというのが一番単純な方法であると理解しています。

従って、シラバス共有化するまでもなく、eラーニングで提供されている連携講座5科目の中の1科目である「会計倫理」を見た院生は、自動的に実務補習規程12条のJ1で提供されている職業倫理301（3単位）に該当するとしていただくのが、重複という廃止提案理由として資料に書かれている趣旨に沿った方法と考えています。山地先生が発言された減免期間については、この議論の後でご検討いただければと思います。

福原：移行期間に関してですが、大学院の方でカリキュラムがスタートしているのはいつからでしょうか。

清水：毎年制度は変わってきています。一番新しいものがコア・カリキュラムに基づくシラバス共有化で、これが2023年4月からスタートです。

松本：2023年4月1日に入学した学生には、既に学則等シラバスを反映させた形で大学院と学生で契約しているのですが、現一年生向けに、年度の途中で制度変更を行い、院生が卒業する際に、入学時にあった制度が存在しないということでは契約違反になります。

制度的に契約変更が認められないので、我々が個人的に判断しているわけではなく、専門職大学院設置基準に基づいた運営によって、2023年に入学した学生に在学中に制度変更することは認められないというのが、先ほど清水先生の発言の理由です。もし新しくやり方を変えるのであれば2024年4月1日に入学してくる学生からしか我々は変えようがありません。

福原：ご説明の内容はわかりました。資料の移行フローの図で2023年期というのは、2023年11月に入所する補習生という理解で福岡さん間違いありませんよね。

福岡：間違いありません。

福原：松本先生からのお話にあった入学時点で認定が確定しているという点についてですが、大学院からは毎年認定のご依頼をいただくようになっています。2023年4

月 1 日入学の方の分をいつ認定しているのかの整理も含めて、経過措置をしっかりと考えなければいけないことは我々も十分理解しているところです。各大学院から毎年認定申請を受け、実務補習協議会において承認をしていますが、これは補習所の入所時に各大学院の申請を承認していると思うので、その時にどの年次までのものを認定するかという問題という理解で良いでしょうか。

福岡：はい、問題ないです。

福原：先生方からご指摘のありました、2023 年 4 月に大学院に入学した学生に対して経過措置をとらなければいけないという点については、どのタイミングで単位を認定するのかという点と併せて検討させていただければと思います。

実際に移行期間をどう考えるかの検討に当たっては、補習所の在籍期間を 6 年間にするという規程改正を行った関係で、大学院の方にもある程度の単位認定の期間を考えていかなければならないと考えていて、移行期間と併せて考えていく必要があると思っています。大学院への入学時点ではなく公認会計士試験合格後に補習所に入所する時点での単位認定となりますので、どういう形にするのが学生に不利にならない改定になるのか、今一度我々の方でもケースを踏まえて検討させていただければと思います。

清水：この問題は難しい問題をはらんでいて、2024 年 4 月 1 日の入学者からは一律変更で問題はありますが、過年度の人間をどうするのかは悩ましい問題です。

現実問題として、会計士試験に合格して補習所に入所する学生は、既に大学院を修了した人間がそれなりの数いるので、そういう学生たちをどのように扱うのか、過年度の入学時点を基準に考えていくと非常にややこしい話になってしまう可能性があります。その辺りの細かい点について、またご相談をさせていただければと思います。

いずれにしても、大学や大学院では、入学者が卒業するまでの間にやらなければいけないことを入学時点で定めてしまう形となっているため、規程変更には時間を要するというところをご理解いただければありがたいと思います。

福原：承知いたしました。また、連携講座の共有化について、シラバス共有化に「会計倫理」も含めて単位をそのまま認定できないかというご提案ですが、今一度どの科目と重複しているのか、ご提案としては承りましたので、実務補習所の方でも改めて確認して検討させていただければと思います。

清水：はい。よろしくお願いいたします。

福岡：確かに移行フローの資料は、我々の入所タイミングで考えてしまっていました、大学の先生からすると、大学院の学年とずれるので、もう少し精緻な対応を考えてご提案をしないといけないということをよく理解しました。もう一度練り直してからご提案させてください。

福原：最初に大学院協会サイドからお話をいただきました、シラバス共有化されてない分野に関する単位減免をどうするかも併せて、検討させていただければと思って

います。

既存の 30 単位減免の中で、例えば簿記論等が大学院の 1 コース 1,350 分に対して補習所 3 単位分が会計分野から減免されていましたが、そもそも、簿記論は、いわゆる IPD で公認会計士試験を受ける前提になっている科目です。それを実務補習所で認定するのはどうかという意見もあるので、最初にご確認いただきました通り、基本的にはシラバス共有化に移して、1 時間 1 単位としてきちんと共有化していったら、それから外れるような科目は、単位の減免を認めない方向に持っていきたいと考えています。その中で、最初にご提案いただきました分野が異なっていてまだ共有化出来ていない部分に関して、減免が無くなるのは困るというのは非常によくわかるお話ですので、こちらの方も検討させていただければと思います。

清水：ありがとうございます。今の福原先生のお話で、経営、コンピュータ、法規・職業倫理、特に法規は、やはり補習所の中でも早急に科目を設置すべきものであると我々は考えています。コンピュータは設備の問題があってもなかなか導入は難しいということは十分理解をしていますが、この辺りは実務補習所できちんと教える必要があると思います。シラバスの共有化ができれば一番いい形ですが、補習所の中で設置できないとするならば、この分野は会計士の素養として必要などころだと認識しているので、それを実施している大学院の科目を別の形で認定してもらえると非常にありがたいと思っています。

福原：清水先生ありがとうございます。検討させていただきます。

福岡：今清水先生がご指摘いただいたことはその通りです。現在、データサイエンスの科目について、まだ打合せの最中で形も全く出来ていませんが、大学院の先生方と相談をしながら作成しようという話も進んでいますので、これに沿って実務補習として組み立てていこうと思っています。

別件で確認ですが、先ほど 30 単位の減免のところ、経営、コンピュータ、倫理の話が出ていましたが、逆に、監査、会計、税務は、減免対象でなくても良いという理解で間違いないでしょうか。

清水：会計、監査、税務はシラバス共有化ができるころだと思っていますので、右下の枠（30 単位の減免制度）から、右上の枠（シラバス共有化）に移行していくことを前提にして、右下の 30 単位の減免制度のところからなくなっても、問題はないだろうと考えています。

ただ単純に、右下の 30 単位減免制度がなくなりました、右上には付け加えません、ということでは困ります。ですから、先ほど福原先生のお話のとおり、簿記論等が対象から外れていくことについても、我々は問題にはしていません。それよりも、監査、会計、税務の中で、シラバスを共有化してどんどん右上（シラバス共有化）の方に移行して行っていただきたい、移行期間の間に移行していただ

きたいというのが我々の希望です。

あまり既得権の話をしたくはないのですが、先ほど申し上げた通り、現状 MAX74 単位まで減免が可能ですので、最終的に移行が終わった段階でその単位数が減らない状態になることが我々の希望です。元々、小西先生はこれを 120～130 単位ぐらいまで、減免単位数を増やしていきたいと発言していましたので、共有化できるものはどんどん共有化の議論を進めていければと思っています。

鶴田：清水先生のご発言はよく理解できました。ただ、経営、コンピュータ、法規・職業倫理が実務補習で講義が行われていないわけでは全くありません。公開されているシラバスを見ていただければ、経営、コンピュータ、法規・職業倫理はかなりの数の講義を提供しています。

ただ、これらのシラバス共有化が十分出来ていないということかと私は理解しました。むしろ、経営、コンピュータ、法規・職業倫理の科目が、コア・カリキュラムのシラバス共有化に出来ないのであれば、逆に 12 条の 2 の連携講座の方で講座の設置ができないかについて、検討していくべきであると思っています。

私は、将来的にはこのバルクでの 30 単位減免の制度はなくすべきだと思っているので、12 条か 12 条の 2 のどちらかで、会計大学院と実務補習が共有化できれば良いと思っています。

これも今後どうなるかわかりませんが、現状は J1、J2、J3 という学年毎の単位とは別枠での 30 単位の減免となっていますので、今回のお話の方向で見直せば良いと思っています。その中で、経過措置の話は、会計大学院のご発言もおっしゃる通りではありますが、有効期限の話と一緒にしないと意味がないと改めて思いました。2023 年 4 月から入学されている方の、30 単位の単位減免を認めないとするのは難しいということは本当によくわかります。ただ一方で、実務補習サイドとしては、例えば 2002 年、2003 年といった 20 年近く前の単位を今実務補習の単位から減免することに対してとても違和感があったので、その点についても経過措置を設けて、有効期限の議論をしないといけないと思いました。

清水：鶴田先生ありがとうございました。今のご発言に出ました有効期限について話を移します。鶴田先生のご発言にあるように、大学院で勉強したことが未来永劫、実務的に有効であるかと言われればそうでないということも、我々の共通見解です。

このため、どこかで有効期限を切らなければいけないという思いはあります。他方で、今のご提案の実務補習所に入る前 3 年間という形で区切られると、会計大学院は 2 年在学ですので、2 年間大学院に在籍後、修了した翌年に合格するようなパターンでないと、大学院で勉強したものが免除されなくなってしまいます。

これは悩ましいところで、在学中に合格してしまえば問題はないのですが、修了して合格するまでに 2～3 年かかる人もいます。

なかなか卒 1（大学院修了後 1 年目）で受かるところまで絞ってしまうと、免

除を受けられる人の幅が非常に狭まってしまうと会計大学院協会側では話しています。10年も20年も前のものを認定するのはどうかという意見については全くその通りだと思いますが、この有効期限をせめて実務補習所に入る前の5年程度にしていけないかというのが、我々の意見でございます。そうすることによって、かなり多くの範囲の学生を救えるのではないかと思います。3年だと厳しい状態になり、ここを厳格に行くと会計大学院でしっかり勉強しようというよりも、会計大学院を腰掛に専門学校に行って、さっさと会計士試験に合格しないと駄目だというマインドを醸成してしまう可能性があるので困る、というのが我々の正直な気持ちです。

福原：福岡さん、念のため確認です。補習所は11月から始まり、大学院は3月に修了になるので、そういう意味では半年のずれがあり、3年間という意味合いは、合格して入所するのが11~12月で、その前の3月までの3年分という理解で間違いありませんよね。

福岡：間違いありません。

福原：清水先生からご発言があった件は、大学院修了から1年半の猶予があるがそれだと短いというように理解しました。今記載は3年ですけど、実質入所までの期間としては3年半ということですか。

松本：2005年の公認会計士法改正の本来の趣旨からすると、会計大学院を修了して公認会計士試験に合格するというのが本来の趣旨なので、この図を公式に出されてしまいますと、日本公認会計士協会が会計大学院在学中に受けることを推進している、つまり、M1（1年生）やM2（2年生）で在学中に合格することを推進しているように見えてしまいます。

我々としては、先ほどの清水先生の発言のとおり、大学院でもダブルスクールすることを要求しているように見えてしまうと、我々教育機関としては存在意義を疑われます。2005年公認会計士法改正の趣旨すらも疑われるように見えてしまうと思いますので、せめて在学中に合格することが見えるような絵にはしていただきたくないという思いです。

福原：今確認したのは、3年の考え方の整理であって、松本先生がおっしゃる通り我々も3年だとちょっと短いかもしれない、という議論はありました。

過去に小西先生が発言されていた時も5年という数字が出ていたので、最終的に5年程度が妥当ではないかという考えもありましたので、今のご提案を受けて、3年では在学中に合格しなければいけないように受け取られる可能性があるということも踏まえて、実務補習所でも5年を前提に検討をしたいと思います。

清水：ありがとうございます。3年という数字は悪くはないと思いますが、大学院修了後3年であれば、我々としては全く問題がなく了解ができます。

福原：わかりました。どういう形で5年間の取得単位を考えるか、実務補習所の入学時期とのずれをどう考えるか。考え方によって半年~1年分の差になってきますし、

ご意見のとおり、卒業後3年という考え方もありますが、例えば大学院で留年していると、認定期間が延びるのかという問題も出てくると思われましたので、どのようにすると公平になるのか、実務補習所でも今一度考えさせていただければと思います。

清水：わかりました、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

## 2. 連携講座（5科目）について

### （1）eラーニングの5科目について

清水：管理会計総論は、本当は話したい内容が山ほどあって、3時間ではとても収まりきらないところで、その中でも特に必要と思うものをピックアップしています。J3だとあまり受講する人がいない、J3になってやっと講義を見ました、という話は修了生からも聞いているので、J1にさせていただくのは大変ありがたいと思います。

会計倫理に関しては、先ほど福原先生のご発言のとおり、12条の2で設定するかあるいはコア・カリキュラムに基づくシラバス共有化の方でやるのかご検討いただけるということですので、ここではこれ以上の議論は避けたいと思います。

その他で、シラバスの作成に関しては、これはやらざるを得ないと思いますので、作成させていただきたいと思います。また、アップデートですが、ここはちょっと意見が分かれるところで、例えば法制度が変更になった場合には当然変更が必要であると思っています。ただ、eラーニングの科目は、どちらかといえばアカデミックな立場から全体を俯瞰しましょうということで作成しているので、よほど大きな変化がない限り、あまり内容を変える必要はない、というのが我々の意見です。もちろん、変更の必要がある場合には変えますし、5年も10年も同じものを流しっ放しにするのは良くないというご意見もわかりますので、少しインターバルを取りつつ変更させていただければ、というご提案をさせていただきます。

それからシラバスを作成する中で、実務補習の既存科目と重複があることがわかった場合には変更するという点についても了解しました。

福原：ありがとうございます。我々も、内容が理論的な部分なので、絶対アップデートがあると思っているわけではないのですが、毎年変更があるかないかの確認をしていただき、その上で収録し直す必要があれば、もう一度eラーニングを作り直すというイメージでお願いできたらと思っています。実務補習の方は、毎年カリキュラムの見直しをして、各講座を提供しています。また、公認会計士に対する継続的専門能力開発(CPD)のeラーニングは、2年間を有効期間にしており、それ以上の期間提供する場合には、毎年アップデートの可否を確認しながら延長する形にしています。このため、連携講座のeラーニングも3年間確認をせずに提供してきたこともあるので、改めてそのままでいいのかどうかご確認いただきたいというのが、今回の趣旨です。

清水：わかりました。よく理解できました。毎年確認をするのは非常に重要なことだろうと思いますので、今まで何もせずに3年間過ぎてしまいました。毎年実務補習が始まる前か、実務補習の年度が終わったぐらいのタイミングで見直しをして、撮り直す必要があるものについては撮り直しをしていくということによろしいでしょうか。

福原：福岡さん、これはタイミング的にはどんな感じになるでしょうか。実施している時期、つまり前期後期によって見直しのタイミングが当然違うと思うので、実務補習所の運営サイドの方から一度声掛けして、変更があるかどうかを見ていただくようなイメージで良いでしょうか。

福岡：今の福原先生の発言のとおり、実施されるタイミングによって違うので、定期的に見ていただけるのであれば、他の科目と同様に、補習所の方から毎年先生の方をお願いすることは可能です。

清水：我々としては、夏休みの時期の方が、撮り直す場合に十分考えながら対応できます。7月ぐらいまでに見直しに関するご連絡をいただけると、大変ありがたいと思います。

酒井：今回連携講座のシラバスの作成をお願いしておりますが、2023年度のシラバスに間に合わせるためにいつまでに作成をお願いしなければいけないのでしょうか。2023年度のカリキュラムから「会計倫理」を除かないのであれば、倫理規則の改正を踏まえ、内容をアップデートしていただく必要があるのですが、その点について実務補習所の方から期日を含め、ご連絡をしていただきたいと思います。今参加している補習所事務局（小野さんか桑島さん）でわかるようであればご発言いただきたいと思いますので、いかがですか。

小野：教材の見直しは、通常は10月以降に実務補習の講師の方をお願いしていますが、例えば8月の夏休みで撮影がしたい、教材の見直しがしたいということでしたら、私共もそのような対応するように進めて参ります。今後教材の見直しは、撮り終わってから、一度確認するような形で、夏頃に先生方にご連絡するようにいたします。

シラバスは、今ちょうど作成をお願いする連絡をしようと思っているのですが、例えば来週以降に依頼をしたとして、2週間ほどで作成可能でしょうか。それとも9月中旬まで1ヶ月ほど期間があれば可能でしょうか。

清水：1ヶ月あれば間違いなく大丈夫だと思います。

小野：現在、実務補習で使用しているシラバスを参考にさせていただきながら、5科目のシラバスを作成いただければと思います。現在講座をご担当いただいている先生方にそれぞれご連絡差し上げますので、メールを確認いただき、ご作成をお願いいたします。

清水：了解しました。

## (2) 連携講座（ゼミナール）について ※単位減免の対象外

清水：参加人数がそんなに多くないということと、議論がなかなか活発になりにくいということが原因と理解しています。私も取締役という立場で、会計士の先生方とお話をする機会があるのですが、その時にやはり実務に関してはプロなので非常によく理解しているわけですが、根幹の理論は何かという話になった時には割と心もとない回答しか返ってこず、納得がいかないということが時々あります。

ですから、アカデミックな内容を含んでいるから議論が活発になりにくいという理由は、我々には理解ができません。会計大学院の中では様々な科目の中でアカデミックなもの、実務的なもの両方を取り扱っていますが、アカデミックな内容の時には私は「なぜを5回考えろ」という話をしています。なぜそういうことになるのか、答えが出てきたら何でその回答になるのか、なぜを繰り返して、学生が答えられなくなるまで、問い詰めていきます。監査の現場で経営者の方々と実のある議論をするためには、こういうディスカッションを無くしていいのか、無くしてはいけないのでは、というのが、私達の総意です。

ただ、やりにくいという意見は理解ができなくもないので、講義の最初に「こういう形でディスカッションを進めてください」といったインストラクションを実施していると思いますし、おそらくクラスがとて多いと思いますので、会計大学院の先生方が全部をカバーするわけにはいかないかもしれませんが、場合によっては、各地の会計大学院の先生方がゼミナールを少しずつ負担することも提案に値する話だと思っています。これは IES の必須要素にもなっていると思いますので、アカデミックな内容、というか基礎理論、理論的なところを深く掘り下げていくような議論ができないというのは言語道断である。言葉は悪いですが、そのぐらいの気持ちであります。

福原：ここは実は我々の方も喧々諤々と議論があったところで、議論のテーマを作っていたではいますが、ファシリテーターとして担当する講師がかなりの人数になりますので、議論の進め方がうまくできない人もいるという状況かと思っています。また、補習生のほとんどの方が会計事務所に勤務、所属しており、実務でないところに関して、清水先生のご発言のとおり理解が浅く議論が進まない、さらにファシリテーターの進め方も良くない、という2点の問題があるかと思っています。実務に即して基礎理論について議論できるようなテーマ出しが可能であれば、とてもいいと思っており、実際に中身はすごくいいと評価する委員もいます。とはいえ、現場の方ではなかなか進めづらいというアンケート結果が出てきており、我々としても逡巡しているというのが正直なところです。そういう意味で、運営上の負担になっているのであれば、カリキュラム・教材検討会として廃止するという方向性もありかと考えていましたが、内容に関してアドバイスがいただける

のであれば、再度検討したいと思います。私はどちらかというに進めたいという意見でしたが、廃止の意見も結構根強く今回このようなご提案になっています。

松本：新井先生のとときにケーススタディ教材を弥永先生達と一緒に作成しましたが、ディスカッションやコミュニケーション能力を高めることは、IES で求められていて、先ほど清水先生のご発言のとおり絶対にやらないといけない資格取得前教育の一環なので、廃止するなんて話がなぜ出てくるのか、IES を読んでいないのでは思ったくらい驚愕しています。その監査に関してその事例研究が導入されているのと同じように、連結会計、財務会計、倫理や管理会計に関してもやはり同じような視点でディスカッションをするのは、基本的な理論が理解できていて、その上に実務を積み上げていくという視点からすると、非常に大事だと思っています。その点については、先ほど福原先生もご発言されていたかと思います。

私自身驚いたのが、東京実務補習所に所属している補習生から直接メールをいただいた件です。監査規範の課題で、インセンティブのねじれについて議論するテーマを入れており、これは非常に大事な内容だと思っています。「インセンティブのねじれがあるから、とかくマスコミは、依頼人である経営者に対して監査人が強い態度に出られないため監査の質が下がってしまっていると批判するが、これについてその監査規範のeラーニングの講義を受講した結果、どのような視点で反論・同意できますか」ということを検討するテーマにしています。

その補習生のEメールの内容は、「私はそのインセンティブのねじれに関する議論をしたかったので、事前に自分でも調べ、eラーニングを聞き直したりして、予め準備をした。しかし、補習所に行ってみると、ファシリテーターの先生がインセンティブのねじれを議論する趣旨がわからないので、私は監査要点と監査手続の観点から、このテーマを変えて議論したいと言われた。だから、私（その補習生）は、自分が予め用意していた内容が正しいのかどうか松本（先生）に確認して欲しい。」というものでした。これは、担当ファシリテーターの義務違反です。ですので、このような形で運営されてしまうと、せっかく教材を作成し課題を与えても、その基本的な知識と、議論と討議によって論理的思考を身につけて欲しいと思っている我々からすると、とても裏切られた思いになっています。内容を無くすという話ではなく、課題を作成した我々とコミュニケーションをとっていただいても構わないので、もう少しその運営の仕方について一緒に議論していただく機会を設けていただけないかという気がしています。

福原先生のご発言に直接回答しているわけではありませんが、報酬をもらって、ファシリテーターとして出てこられていますが、我々はボランティアで構いませんので運営について討議させていただく機会を設けることは全然構わないと思っています。補習所の教育内容のサービス向上に我々も貢献させて頂ければと思っています。

山地：ゼミナールの進め方について、ファシリテーターの方と事前に打合せをしたこと

があったと思いますが、その時のビデオは撮影しているのでしょうか。もし撮影していたのであれば、それを見ていただくとか、このゼミナールのための教材も作っていたと思いますが、それはどうなっているのでしょうか。

清水：ただ、それも3年前の話なので、松本先生のご発言にあったように、我々としてはご協力できる部分についてはご協力をしたいと思っています。例えば、ファシリテーターの方も頻繁に変わるでしょうから、毎年我々が模擬講義を行って、ファシリテーターの方が全員参加する事は叶わないでしょうから、動画を撮っていただき、それをファシリテーターの方に確認をしてもらうというやり方も当然あると思っています。何を議論してもらいたいのか、何を考えてもらいたいのか、ということまでを念頭に置いて教材を作成していますので、そこから外れたディスカッションをされてもこの講座そのものの意味が薄くなってしまいます。そういう観点から、毎年ファシリテーター向けに、以前は1時間ぐらいで、こんなことをディスカッションしてください、何か質問はありますか、なければ終了というやり方でしたが、きっちり時間をとり、120～180分の時間をフルに使って、こういうことを想定しています、こういう議論の流れにすることを想定しています、こういう答えが出てきた場合にはこういったことを考えてもらいたい、というようなことを実際の講義形式でやった方がイメージしやすいと思いますので、このゼミナールを継続するために必要であれば、是非やらせていただきたいと思っています。

小野：先ほど確認依頼をいただきましたファシリテーター向けの研修動画ですが、2021年に開催されたものが残っていただけましたので、こちらを確認していただくことは可能です。

福原：我々の方も3年続けて、各実務補習場の中でそれぞれ運営しておりますので、やり方が若干違ったりすることもあるとあって、先ほど松本先生から厳しいご意見をいただきましたが、ファシリテーターが十分に理解しておらず、うまくいかないということもあると思っていますので、今一度実務補習所の方で検討したいと思っています。

福岡：私も、実務補習においてディスカッションは大切だと思っています。確かに先生方のご発言にあるように少し連携が足りなかったのではと思っています。会計士の先生方も、実務で扱っている話と、例えば概念フレームワークの話とどうしても違いがあり、またたくさん先生がいるので、その中で対応に差があった点については、我々が努力して直していかなければいけないと思っています。それに当たって、先ほど清水先生からコメントいただいたように、会計大学院の先生がこのゼミナールを模範的に講義しても構わない、というありがたいご提案をいただいたので、福原先生と一緒に検討を進めていきたいと考えています。

### 3. 今後シラバス共有化を行う科目について

松本：（監査実施論について）おっしゃるとおり、実務を経験しながら知識を習得することで理解が深まる内容であるというのは全くそのとおりだと思っています。

ただし、これも学生がよく言っていることですが、補習所でやっている実施に関わる理論は、そもそも予備校で習ったことをもう一度聞いているだけで、自分たちが実務でやっていることがこの補習所でどう教育に生かされているのかを認識することはないと言っています。

さらに、我々はシラバスの改定作業に協力させていただきましたが、特にリスクアプローチを前提に315からスタートするリスク評価手続を含め、全部監基報ベースでカリキュラムやシラバスが作られていて、おそらくシラバスに基づいた教育も監基報ベースで行われていると理解しています。

そうすると、現場で経験を積んだ内容がそのリスクアプローチを適用しているリスク評価手続にどう反映されているかという教育までなされていないのではないかと考えています。理想形としては資料に記載されているとおりですが、例えば、日鉄の事例を元に、315、320、240を適用するところとなります、という講義をしておられるのであれば、この主張に私は納得できます。しかし、実際には補習所の中に持ち込まれている講義資料が、例えば、法人で配布されているマニュアルをベースに、講師の先生たちがパワーポイントにまとめられた資料を配布して、それを紹介しているだけというのであれば、この主張は必ずしも妥当しないと理解しています。

そうすると、会計大学院で実際に公認会計士やパートナーとして実務に従事されてきた先生が実施論を提供して、1コース15回に亘り、自分の経験に基づいて、どうリスクアプローチを適用してきたかを講義する内容と何ら変わらないのではないかと私は考えています。会計士試験に合格して、J1で現金を数えに行っているだけで、現金を数えに行った知識がリスク評価手続やリスク対応手続にどう生かされるかということまで、実務補習所で教えられているかどうかです。建前で講義内容を議論してもあまり意味がないので、実際にどういう教育がされていて、かつ、なぜこういう主張がなされるのかを、我々の方にご説明いただかないと納得できないと思っています。

福原：ご意見を踏まえて、監査分科会も含めて検討させていただければと思います。

できるだけシラバス共有化をしていく必要がある中で、実施論という切り口でコースができているわけではないので、科目を合わせづらいというのが正直なところだと思います。ここまでのいくつかの科目をシラバス共有化させていますが、1350分が全部補習所の科目に当てはまる形になっていないので、今後は1コースのうちのこの部分が実務補習所のカリキュラムと共有化されているというような、部分部分での共有化になっていくのかと思います。その中で、この実施論という切り口が、実務補習所がプロセスベースになっている関係で、くっつけるのは難しいというのが正直なところだと思います。

ご意見のとおり、同じような内容は当然中には含まれていますが、どれとくつつけるといいのか判断が難しいところです。IFRSのように綺麗に重なる場所がない中で、どのように共有化を進めていくのか、本件はその試金石だと個人的には思っています。

松本：全くそのとおりで、もし監基報ベースでプロセス教育をされるというのであれば、会計大学院が提供している内容と全く一緒になります。会計士の先生が教育しているから実務的な視点での話が入っていると補習所が主張するのであれば、会計大学院もほぼ実務家のパートナークラスの先生に登壇いただいているはずなので、より高度な実務経験に基づいた教育をしていることになります。ですので、もし補習所がそのリスクアプローチを具体的事例に適用しながら教育される、これからはしたい、例えばソニーのケースでリスクアプローチを適用すると、315からスタートして、どのように監査計画を策定し、ドキュメンテーションはこうなる、という教育をされるのであれば、補習所でないとできないと思います。

しかし、今の補習所の教育内容であれば、会計大学院と私は変わらないと思っていますので、今後の教育内容の改変も含めてご検討いただけるということであれば、私は納得できます。

福原：承知いたしました。いずれにしても、実務補習でも今一度どの部分と重ねられるのか或いは重ならないとすればどのように考えるのか、という点について、改めて検討させていただき、次回以降に議論できればと思います。

清水：できれば、シラバスを共有化して会計大学院の科目がそのまま補習所に当てはまるような形を作っていくのがお互い一番手間がかからなくていいと思うものの、必ずしもそうはならないだろうと思っています。ただ、我々15回の講義の中の、例えば3回目と5回目と7回目と9回目がここに当てはまります、というようなやり方をすると、お互いに大変な手間がかかると思いますので、我々が実施している教育内容も必要であれば、シラバス以外にヒアリングをかけていただいても構いません。松本先生のご発言のとおり、監査の実施に関するところは我々も公認会計士の先生にお願いをしているので、実務家の先生が理論に基づいてお話をされるという点で、どこが足りて、どこが足りていないのかということまで、お互い詰めていけると共有化も進めやすいと思います。この1コースの中のこのパートは、実務補習所の中のこのパートと一致するから認めて免除していきましようという議論もしやすくなると思います。この辺りをまたコミュニケーションを密に取りながら検討していただければと思います。

#### 4. 会計教育研修機構から会計大学院協会への依頼事項について

清水：まず、財務諸表監査における不正は、おそらく現在町田先生がご担当されていると思われるが、講師を推薦することは可能です。

民法は、全部調べたわけではないですが、会計大学院協会のメンバーの中で民

法の先生を専任で持っているところはおそらくないと思われますので、仮にご紹介をするとなると、大学院の民法をお持ちの関係の先生とかになってしまいます。民法に関しては、ご紹介はしにくいと思います。

酒井：二つの科目は例示で挙げておりますが、その他の科目でも推薦いただきたい科目がこれから出てくるかと思っておりますので、そのような科目が出て参りましたら改めてご相談させていただきたいと思っております。財務諸表監査における不正については、実務補習所の方からメールを送りさせていただきますので、ご回答いただければと思います。

清水：講師を推薦するというのは、実務補習所で登壇して講義をする講師という意味で間違いないですか。

酒井：はい。ご理解のとおりです。

松本：会計大学院協会を担当できる講師はいるとは思いますが、日本公認会計士協会、不正検査士協会、内部監査協会、日本弁護士会等との連携をもっと進められれば、不正検査士協会から派遣していただく、或いは弁護士会から派遣していただくというところを、ご検討にはならないのでしょうか。

これは個人的な意見ですけれども、監査チームを運営する、監査人、会計士だけで監査し運営するということが少なくなっていく状況ですので、不正検査士協会や弁護士会とのアクセスを補習所の段階から意識付けされる方が、我々が口出しをするより、より望ましいような気がしますがいかがでしょうか。

福岡：ご指摘のとおりです。色々ステークホルダーがいて、これまでは知り合いのところ頼んでいたという経緯もあったので、今回会計大学院の皆様と連携を深めるという意味でこういう科目が出てきたと思っております。もちろん、これに限定することもなく、ご指摘のとおり不正検査士協会や弁護士会等への講師依頼も検討していきたいと思っております。その中で、会計大学院の先生方の中で、いい先生がいらっしゃる場合は今後打診をさせていただいてもよろしいでしょうか、という頭出しと理解いただければと思います。

清水：何度も申し上げているとおり、ご協力できるところはしたいと思っておりますので、こういう領域で推薦できる人がいないかという問合せをいただければお答えしますので、そこはぜひ問合せいただければと思います。

## 5. その他

鈴木：具体的に何か CPD の立場からということではありませんが、現在、協会内では実務経験について議論がなされています。先ほど監基報ベースでできている、或いはその理論に関しては大学院の内容と同じであるとのことで、一朝一夕にはいかならないと思っておりますが、実務について見直しが進んでいくものと思っております。また、清水先生からお話がありましたとおり、アカデミックなところは会計士が弱い部分だと思っておりますが、経営者と接する機会は以前の監査現場と比べ格段に増えてきてい

ます。監査等委員様とも密接な関係があるので、議論を論理立てて行い、ディスカッションなり説得力ある話ができるということは非常に大事なことで、CPD で取り入れてくのは少し難しいとは思いますが、課題として改めて認識させていただきました。引き続きよろしく願い申し上げます。

鶴田：もう少し会計大学院協会と、特に連携講座については色々とフォローアップする必要があったと反省しています。清水先生がコメントされたような、実際に講義形式にするというのは本当にいいことだと思います。一方で、実務補習の運営サイドのファシリテーターはマネージャーレベルで様々な人がいるので、もう少し選抜するか、ゼミナールをもう少し限定するという運営の工夫があるのではないかと改めて思いました。引き続き連携できればと思いますのでよろしく願いいたします。また、実務補習で何をやるべきかを、もう少し会計士協会として議論しなければいけないと改めて思いました。

日下部：本日、先生方のお話を伺って、思いは一つだろうと感じましたが、具体的なところを進めていくには、それぞれやっていることが違う部分もありますので、どうやったらうまく歩み寄っていけるのか、私は補習生ファーストで、より良いものをお届けできたらそれに越したことはないと思っておりますので、引き続き連携をどうぞよろしく願いいたします。

安井：実務というと、監査実務もありますが、補習所の運営の実務面でも色々と課題があるように思っています。ディスカッションではかなりの人数のファシリテーターを出す必要があり、たくさんの補習生もいるので、その質をどう維持していくか、結構難しいところがあると思っております。その辺りについて先生方の経験知見を活用させていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次回に向けて

酒井：次回は少し長めに 1 時間半ほど会議時間を予定して日程調整をさせていただきたいと思っております。本日の打合せの中で、実務補習所内で検討する内容が多くありましたので、目処が立った時点、9 月、10 月辺りで日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上

2023年10月10日開催 日本公認会計士協会、会計教育研修機構及び会計大学院協会  
による連携協議会小委員会

日時：2023年10月10日（火）17:30～18:35

場所：オンライン会議（Microsoft Teams）

出席者：8名

<会計大学院協会>

清水 孝理事長、山地 範明副理事長、松本 祥尚副理事長、目時 壮浩幹事

<日本公認会計士協会>

鶴田 光夫副会長、日下部 恵美常務理事

（事務局：酒井）

<会計教育研修機構>

福原 正三実務補習カリキュラム・教材検討会委員長

福岡 広信専務理事

（事務局：原田）

<実務補習規程12条で定める30単位上限の減免について>

清水：まず1.(2)①について、会計士試験に相当するものは免除の対象から外すという考え方だと理解した。資料は先ほど初めて拝見したので、会計大学院協会側での意見集約はしていないが、会計大学院協会側からご意見があればお願いしたい。

松本：簿記論等を外すことは問題ないと思うが、理由についてもう少しご検討いただきたい。「公認会計士試験合格に必要な科目等」となると、実務補習所で教えている監査論系の科目で理論系のものや、原価計算・管理会計系の科目が全て対象外になってしまう。更に、企業法・会社法・金商法の科目も対象から外れてしまう。これでは補習所にとっても不都合なものになってしまうと思うので、理由については再検討をお願いしたい。

清水：確かに、管理会計系は全て残っているが、これも試験合格に必要な科目になっているし、この辺りの不整合をどうするか。また、例えば監査に関しても、必ずしも試験合格に必要なことだけを教えているわけではないので、そういった科目まで対象から外れるというのは、説明がつかないのではないかと思う。

福原：我々としては、科目名を見て基礎的と思われるものを外したというのが正直なところなので、会計大学院協会として、どの辺りを残した方がご検討をいただきたい。また、この中にはIFRSなどシラバス共有化した科目もあるので、その科目については従来の30単位の方から外した方が良くとも考えている。それぞれの大学院で教えている内容は分からないので、一度ご検討いただいて、「この科目は残して欲しい」というものを具体的にご提示いただいた上で、協議していくと

いうことでどうか。

清水：個別に各大学院の中で検討させていただいた方が良いと思う。どの大学院にも受験を志向した基本的な科目と、実務を志向した上級科目の両方があるので、赤字で記載いただいた科目について、場合によっては少し説明を加えながら、実務補習所とご相談させていただきたい。

日下部：この30単位については、当初どういう基準で科目を決めたのか不明だったので、公認会計士試験に必要な科目は除くという考え方で色分けした。決して対象科目を減らすことが目的ではなく、今後はシラバス共有化によって対象科目を増やしていく、ということで進められたらと考えている。各大学院で内容も異なると思うので、ご検討いただいた上で、また連携していただきたい。

清水：その進め方で異論ない。受験するために必要な科目は実務補習の単位減免にはなじまないという考え方自体は理解している。後ほど話に出てくるが、5年間の経過措置期間があるので、その間にシラバス共有化を進めていく前提で、どれが受験対応の科目で、どれが実務的な応用科目なのかを各大学院から申請してもらう形で進められたらと思う。

松本：補習所の特にJ1の科目の中に、受験に対応した科目があって、実際にJ1生から、予備校で聞いた話をもう一度聞かされるのはどうか、という声も聞く。200番台の科目は受験を想定した監査系の科目ではないかと思う。そういう科目を補習所ではやっているのに、会計大学院でやっているものは認めないというのは筋が通らないのではないかと思う。その点はいかがか。

福原：会計も監査も、あくまで実務に準拠した内容を教えているというのが建前。もちろんその中には基準的なものも含まれてはいるが、実務と併せて講義を行っているので、試験科目だから補習所では教えないという建付けにはなっていない。したがって、科目名だけで対象から外すということではないと思っている。こちらでは内容が分からないので、まずは科目名で候補を赤字にしている。

清水：これからシラバス共有化を進めていくに当たり、コア・カリキュラムを参照しながら会計大学院と補習所の講義がうまくマッチするようであれば、現在赤字になっているような科目でも共有化の対象になってくるという理解で良いか。

福原：会計大学院と補習所とで、中身が同じというものを作っていければ、それをシラバス共有化の枠の中で科目毎に一対一対応で減免していく、ということができれば良いと思う。

清水：では、(2)①に関しては、理由書きの部分だけ修正いただいた上で、会計大学院側から「これは基礎的な内容ではない」という事をお伝えする、という事で進めていければと思う。

酒井：例年、各大学院から対象科目を申請してもらい、2月の実務補習協議会で決定しているが、今回も同様に2月に決定するという事で問題ないか。

清水：厳密に言えば、2024年4月入学の学生募集に当たり、30単位の減免制度があるということを知っている大学院もあると思うが、科目名まで公表していないという前提で言えば、2月の決定で問題ないと思う。

松本：時期については問題ないと思う。科目について、前は簿記だけと聞いていたが、今回はそれ以外の科目も赤字になっており、どう学内を説得するか考えなくてはいけない。期限までに何らかの検討結果を、という事であればそれまでに間に合わせる。

山地：公認会計士試験受験のための科目として説明するしかないと思っている。

松本：そういう単純な話ではなく、1科目の中に公認会計士試験合格レベルの部分とそれを越えた部分とが混在しているので、その科目全体を対象から外すという話にはなっていない。簡単に各大学院からOKは出てこないと思っている。

山地：基礎的な部分ということかと考えている。

福原：松本先生が話されたとおり、実務的な内容と基礎的な内容が一緒になっているものもあり、判断は難しいと思うが、まずは基礎的な内容のみという科目について、対象から外すということで良いのではないかと思う。大学院によってばらつきが出るかもしれないが、横並びで目線を合わせていただくのが良いと思うので、その辺りをよろしくお願いしたい。

清水：承知した。受験のための科目を外すという考え方は理解したので、基礎的なものを教えているのか、そこに実務的な要素を加えて話しているかを各大学院で検討してもらい、例えば「この科目は基礎的な内容が3割、実務に即した内容が7割」といったようなコメントを付して、ご相談させていただきたい。各大学院に説明するに当たって、理由書きの部分の修正をお願いしたい。議事録ではなく、資料の方を修正いただきたい。

福原：承知した。資料をアップデートした上で、大学院協会の皆様にご確認いただけるように進める。

清水：(2)②の「シラバス共有化した科目の減免対象からの除外について」は、そのとおりと思うので、特に問題はない。③の「今後の運用について」は、実務補習所の期間での5年になっていて、会計大学院の学年歴からすると4年7か月になっているので、できればあと1年あると有難い。資料の3ページ目、例えば2024年4月1日に大学院に入学した学生は、2028年8月の試験で合格しないと行けない。そもそも会計大学院での2年間を修了しないと短答式の免除にならないので、そこから2年7か月の期間しかないことになってしまう。大学院側の考え方で行くと5年にならないので、あと1年認めていただけないか。これは、減免単位の有効期間についても全く同様である。

日下部：我々としては、当初、実務補習所の在籍年限が6年までということから、入所前3年というところから議論をスタートした。前回、大学院卒業後3回の受験機

会は必要というお話があって、それを踏まえてこの案としている。全国実務補習所運営会議等で「長すぎるのではないか」という意見も出た中で、各補習所の委員長をこの内容で説得をしたところなので、これ以上延ばすのは難しく、ご理解をいただきたい。

清水：立場の違いで平行線になってしまうものと思うが、実務補習所側の期間の考え方で進めざるを得ないということで、各大学院に説明するしかない。この考え方で進めていただくことで承知した。

<実務補習規程 12 条の 2（連携講座）の「会計倫理」について>

清水：次に進んで、(3)の会計倫理の取扱いに関して。もし法規 301 と 302 と内容が重複するのであれば、例えば大学院側ではこの e ラーニングで 301 と 302 を代替していただくとか、若しくは完全に共有化してしまうなど、幾つかやり方があると思う。この資料には「除外する」としか書かれておらず、今後どうするのかは「シラバス共有化で連携を深める」とあるだけで具体的には書かれていない。301 と 302 を共有化するのか、若しくは 301 と 302 に代わるものを立てて、それを共有化するのか。この辺りについて、どのように考えているか。

福原：301 と 302 に関しては、資料に記載しているとおり、倫理グループから推薦された会計士の講師と、日下部と同じ実務補習・修了考査担当の常務理事が講師を務めている。内容的には重複している部分はあるが、実務家による講義なので、大学院の先生方が e ラーニングの講義を作成して補習所に提供いただくというやり方では、大学院側とすぐに共有化ができないという事情がある。今後どういう形でシラバスが共有化できるのかは、これから考えていかなければならないが、2023 年期に関しては、従来どおりの形で 301 と 302 の講義を継続して、減免対象からは除外するというご理解をいただきたい。

清水：お話として分からなくはないが、多くの大学院は職業倫理の講師を実務家の方をお願いしている。なぜ実務家を講師にして同じようなことをやっているのに、その共有化を直ちに認めていただけないのか、疑問を感じる。

福原：同じような内容なので、連携講座の単位減免として認めてしまうと 301・302 の単位と重複が出てしまう。また、この 2 つは両方とも必修科目で、考査の指定科目にもなっているので、これを受講いただかないと考査の受験にも影響が出る。まずは内容が重複しているので連携講座からは外したい、シラバス共有化をどういう形で進められるかは 2023 年期からでは準備期間が取れないので、2024 年期以降に共有化すべく検討していきたい、という趣旨である。

清水：短期的に減免対象から外すということについては理解した。2024 年期以降について「シラバス共有化で連携を深める」ということで是非とも進めていただければと思う。ここは議事録にもしっかりと残していただきたい。

福原：承知した。これまで大学院協会の先生方からいろいろと共有化科目のご提案をいただきながら、なかなかシラバス共有化が進んでいない中で、第12条の30単位減免をなくしていこうという話をしているので、こういう部分で共有化を進めていかなければならないと思っている。

<連携講座の動画データの撮り直し期間について>

清水：続いて(4)「連携講座の動画データの撮り直し期間について」は、基本的には承知した。ただし、今年度については、大学院では学期が始まってしまっており、一部大学では既に提供が進んでしまっている。ついては、2023年度はご容赦いただき、2024年度以降は必要なものについては撮り直しを行う、ということをお願いしたい。ちなみに、毎年撮り直しを行うと、毎年報酬が発生するのか。

原田：撮り直しを行ったら、謝礼をお支払いするというので進めさせていただく。

清水：承知した。大学院協会内の打合せで出た意見として、現在は1時間ずつ3本に分けて撮っているが、例えばその中の1時間分だけを撮り直して、残り2時間分は従来のものを使うという運用も可能か。

福原：3時間のうち、トピックス的な話が出るのは1時間の部分のみというようなケースを想定されているということか。

清水：そのとおり。

福原：実務補習所は3時間を1本で撮っているの、基本的に全てを毎年撮り直している。私自身は連携講座の全ての中身を承知できていないので、コメントは難しいが、もしそうだとしたら、そういうやり方もやむを得ないかなと思う。

清水：講師が替われば当然全て撮り直しとなるが、同じ講師が同じ理論を説明していて、少し「てにをは」が変わるだけで報酬をいただくのは信義則違反ではないかということを考えている。本件は、そういう趣旨での質問とご理解いただきたい。

福原：承知した。補習所では同じテキストだとしても中身に入る部分が毎年少しずつ変わるとするのが普通なので必ず撮り直し、ということにしている。全く内容が変わらないものを撮り直すのはどうなのか、ということはあるので、新しい内容を付け加えていただくなど、できるだけアップデートして撮り直しをしていただくとベターかと考えている。

清水：それが最良の状態であるということ意識して、できるだけアップデートしていくということ進めていきたいと思う。

<既存の実務補習単位減免申請（経過措置5年を設けて廃止）について>

清水：次に資料2ページの【対象科目の単位減免対象】の図に関して。右下の既存の単位減免に「経過措置5年を設けて廃止」とあるが、本当に廃止するのか。前回松本先生が指摘したように、大学院では提供していて実務補習所では提供していない科目がある。そのような科目はそもそも共有化ができないものになる。いただ

いた資料のうち、例えば早稲田で言えば「情報分析」「統計ソフトによるデータ解析」「多変量データ解析」などは、基本的には共有化ができないのではないかと考えている。IES コア・カリキュラムで必要なもので、かつ実務補習所では取扱いが難しいものについて、既存の単位減免の中から全て外してしまうと、共有化が難しいものは全て切り捨てる形になってしまう点を非常に懸念している。この点に関しては、「経過措置5年を設けて再検討」若しくは「縮小」という形にさせていただくことはできないのか。

日下部：こちらとしては廃止という方向で行きたいと思っている。コア・カリキュラムのシラバス共有化と連携講座の2本立てで進めていきたいということと、データサイエンスに関しては現在大学院と連携して講座を鋭意作成している状況にあること、また、CPDとの絡みでも連携できるものはしていきたいと考えている。今後どのように連携していくかについては、引き続き検討させていただきたい。

清水：統計学などは手を動かしながら学んでいく講義なので、eラーニングには馴染まないと考えている。実務補習所の科目として設置ができない分野に関しては、別枠で減免を認めてもらうことも検討していただきたい。

松本：確認したいこととして、単位減免対象の一覧で赤字にしている講義は単位減免の対象にしないということだが、黒字の講義は今後どのような対応を念頭に置かれているのか。30単位の減免はなくしていくという話と整合性が取れないのではないのかというのが1点。もう1点は、図の右下②の「簿記等現状の実務補習の科目にないものは2023年期から対象外とする」という点。ここは先ほどの理由とは変わってきているが、「実務補習の科目にないもの」というのは、実務補習所では提供できないからなのか、提供していないからなのか分からない。これは数年前からの共通認識だと思っているが、IES 準拠の資格取得前教育をするという点は合意しているはず。IES 準拠の科目で実務補習所が物理的に提供できない科目、例えば先ほど清水先生が挙げたようなパソコンを実際に使うような授業は補習所では提供できないというお話があって、それは30単位の方で認めていきましょう、という形で運営されていると理解している。したがって、今のお話は、「実務補習の科目にないもの」ではなくて、実務補習の科目として設置したいができないものということであり、これは30単位の枠組みの中でご対応いただくものと思っている。あくまでIESが中心なので、補習所にない科目、設置できていない科目を大学院の側ではIESに準拠して提供していい、それをこの30単位の中で認めていただくのは、全く問題ないものと考えている。何が問題で廃止したいという話になっているのか、IESの観点から見ると分からない。

日下部：実務補習所ではなくて大学院で提供しているIESに準拠した科目を認めるべき、という考え方は、IESの観点からはよく理解できる。ただし、5年の経過措置期間があり、現状はないが、例えばデータサイエンスやデジタル監査などは、

今後講義を増やしていく方向で進んでいくものと思う。また、補習生の公平性の観点もある。学ばなくていいということではなく、大事だからこそ補習所でそうした講義を作って補習生全員に学んでもらう場を提供していくべきと考えている。パソコンを使った講義も5年の間にできるようになっているかもしれない。いずれにしても、この30単位減免というのは、最初に決めたときからあやふやな部分があると感じていて、シラバス共有化など「この大学院の講義は補習所のこの単位に相当する」という事を明確にしていく形で、連携を進めていけたらと思っている。

松本：先ほどの黒字の部分をどう対応されるかという点について、ご回答をいただけない。

福原：大学院側では提供されていて補習所では提供されていない科目、それはIESコア・カリキュラム共有化という観点で進めていかななくてはならないのはそのとおり。ただし、現実として補習所で提供していない科目での単位減免を認めることで、その分実務補習所で提供している科目を受けなくても修了できてしまうということに理屈上ではなってしまう、それはバランスを欠いているものと考えている。コア・カリキュラムの観点では当然に補習所側でも提供すべきで、その上でそれに対応する大学院側の単位について減免を認めていく、というのがあるべき姿。経過措置期間を設けてそこを目指していくというのが、我々の趣旨である。補習所で提供していないものを認めていくというのは、あまり適切な形ではないように、個人的には感じている。

松本：5年後にこの30単位を廃止したとして、実務補習規程第8条2項に「実務補習の目的に照らし適当と認めた研修会等」の単位を認めるという規定があり、実務補習所運営細則第17条にその取扱いが規定されている。この規程の中で、実務補習所では提供されていない大学院の科目の単位付与を認めていただくという方向は検討可能か。この図に右下に四角を一つ付け加えてもらうイメージである。

福原：これから検討していく中で、共有化できなかったものを外部の研修として認定していくという考え方は個人的にはあり得ると思う。

松本：この図の中にしっかりと実務補習規程第8条2項及び実務補習所運営細則第17条に基づく単位付与を検討する旨の記載があれば、大学院としては安心してIES準拠の授業を実施できる。

日下部：その対象がどれかというのは今後の検討ということで承知した。

清水：5年間という猶予期間があるので、できるだけ必要なものを共有化していくことをお願いしたい。もともと30単位の減免があったものが5年後にはなくなるという話なので、当然それに代わるものがないと、学生たちへの便益も劣ってしまう。また、我々はプライドを持って専門職教育を実施しているわけなので、それが実務補習所で認めてもらえないというのは、プロの教育家としてのプライドに

関わるという面もある。第 12 条の 2 になるのか、第 12 条になるのかは分からないが、5 年間で良くご相談させていただき、特に IT 系科目、もしかしたら英語のような科目も考えていかなければならないかもしれないが、是非検討を進めていただきたい。我々の任期も短くなってきているので、次の執行部に引き継ぐためにも、しっかり文字に落とす形で記録を残しておいていただきたい。議事録への落とし込みをよろしくお願いしたい。

<実務補習規程 12 条の 2 の連携講座に付随するゼミナールについて>

清水：ゼミナールについては、なぜ廃止するのかいまだに理解できていない。受講者数のデータもいただいたが、例えば連結会計では 1,000 人を超える人が受講しており、どうして廃止という発想が出てくるのかが分からない。ファシリテーションの負担が大きいは理解するので、人数が少なかったら、全てこちらで引き受けるという話をしようと思っていたが、この人数だとさすがにそれも難しい。いずれにしても、会計大学院協会としてはこのゼミナールをなくしてもらっては非常に困る。

福原：実務補習所ではディスカッション等で 30 単位の取得を義務付けており、できるだけ減らさない方が良いという意見も出ている。一方で、会計大学院の先生方にご協力いただいてファシリテーター向けの資料を作成いただいたりしているが、それでも全国に数百名いるこのディスカッションを担当する者からは、議論を進めるのが難しいという話が出ている。本当は先生方に全国を回っていただけると有難いが、現実的な話として、全国 4 補習所で各 1 回程度ずつ実施いただいて、その上で我々としてもやり方を検討していきたいと考えている。また、大学院では 90 分単位の授業で、e ラーニングを 1 時間単位に区切って、残り 30 分でディスカッションを実施しているというお話も伺っている。このゼミナールを開始した時点では補習所には 3 時間単位という縛りがあって、それに合わせて作成いただいたが、現在は 1 時間単位でも可能になっているので、やり方を変えてうまくブレndィングした研修にしていければと考えている。2023 年度はコマ数が減ってしまうが、今後うまく組み立てられれば、全員を対象にしたゼミナールを復活していくようにしたいと思う。是非ご協力をお願いしたい。

清水：承知した。受講者数も多いので、全員を対象に実施するのは難しいが、3~4 クラス程度であれば我々の教員の方でご協力させていただく。こちらからお願いしてでも実施したい話であり、是非この科目は残していただきたい。ディスカッションがきちんとできる人の話を聞いて、自分の考えをきちんと述べられるスキルを養成する機会を残していただきたいというのが、我々の願いである。

福原：実務補習所側のテクニカルな話で恐縮だが、今月の実務補習協議会で 2023 年期のカリキュラム全体について承認を得なければならない。全員を対象にした科目

にするのは難しいということで、今月の実務補習協議会では2023年期のカリキュラムからは一旦外すということでご了承いただきたい。2023年期に関しては、清水先生から頂戴したお話を踏まえて、特別講義のような形でコマを設置すべくご相談させていただき、別途科目を追加する対応を取ることを考えている。

清水：廃止になるよりも、よっぽど良いので、その形で是非お願いしたい。

松本：eラーニングを受講せずにゼミナールに参加している補習生がいるとの話が前回あったが、その辺りのデータを頂戴できればと思う。eラーニングを受講した人の中からゼミナールへの参加者を選ぶといったことができれば良いと考えている。大学院では、この科目は基礎的な科目。その基礎的な科目のファシリテートができない会計士がいるということは、教育の失敗ということだと思っているので、その点をご認識いただきたい。

<単位減免の有効期限、及び監査実施論のシラバス共有化について>

清水：このほか、3の「単位減免の有効期間」に関しては、先ほど議論させていただいたとおり、ご提案いただいたとおりで了承した。4の「監査実施論のシラバス共有化」については、2024年期に向けて引き続き協議ということで、こちらも了承した。以上、いろいろと申し上げたが、是非ご検討をよろしくをお願いしたい。

以上

2024年1月30日開催 日本公認会計士協会、会計教育研修機構及び会計大学院協会による連携協議会小委員会

日時：2024年1月30日（火）10:00～11:10

場所：オンライン会議（Microsoft Teams）

出席者：8名

<会計大学院協会>

清水 孝理事長、山地 範明副理事長、松本 祥尚副理事長、目時 壮浩幹事

<日本公認会計士協会>

鶴田 光夫副会長、日下部 恵美常務理事、安井 康二常務理事

（事務局：篠寄、酒井）

<会計教育研修機構>

福原 正三実務補習カリキュラム・教材検討会委員長

福岡 広信専務理事

（事務局：徳橋、原田、小野、佐藤）

## 1. 経過措置後に実務補習規程第12条での単位減免の対象外とする科目の確認結果に

## ついて

酒井：実務補習規程第12条の単位減免の対象科目については、会計大学院協会様にご協力をいただき、過去認定されている科目の内容が公認会計士試験レベルかプロフェッショナルの応用レベルなのかを確認していただきました。確認依頼をさせていただいた科目を全件回答いただいている大学院とそうでない大学院があり、このまま対象外とする科目を確定すると不公平感が出てしまうこと、またほとんどの科目においてプロフェッショナルレベルであるとのご回答であったことを踏まえ、過去認定している科目については、2024年度以降も申請があれば全科目認定するような方向で進める旨、カリキュラム・教材検討会で検討済みです。ただし、この第12条で定めるバルク30単位の減免は、5年後に廃止し、シラバス共有化又は連携講座に軸を移す方向となっておりますので、新規科目の申請がある場合には、内容を精査した上で、認定の可否を検討したいと考えています。こちらの認定については、毎年認定申請を出していただく必要がありますので、この会議終了後に機構の担当者より各大学院のご担当者様宛にその申請の期日等詳細を記載したメールをお送りいたします。こちらの内容について、福原委員長もしくは日下部常務理事の方から補足をお願いします。

福原：我々の方で多くの科目を抽出し、各大学院で検討いただいたのですが、我々の質問の仕方が中途半端であった点もありますが、実態として、公認会計士の試験レベルと回答された割合には大学院によって偏りがあり、50%/50%と回答されている科目もたくさんありました。恐らく、「実務」の認識が先生方によって違うところがあるようで、例えば当初会議の中でもお話しした簿記論等の科目は起票実務といった内容でも基礎レベルに相当すると考えていたのですが、その簿記論についても50%/50%と回答してきた大学院がありました。そういう意味で、今回このアンケートに基づいて一部科目だけ除外するというのは不公平感があると考えました。過去から認定していた科目を今年度から除外し大きく変えるのも、4月を前にしたこのタイミングではなかなか難しいというところもございます。5年後を目途にこの30単位の減免は、できるだけシラバス共有化をして一対一対応で各年次のところから控除できるような形に変更することを合意しているところでもありますので、今回は単位減免から除外することは避けた方がいいという結論になりました。将来的な対応も含めて、大学院協会の先生方にご了解いただいた上で、我々の方から改めて通知をさせていただければと思っております。

清水：まず全件確認しているところとそうでないところがあるというのは、我々の判断で、例えば簿記は絶対駄目だろうと考えたことによるもので、同じような判断をした大学院もあると思います。ただ、会計大学院のコンセプトは、公認会

計士試験を受験するための機関ではありません。例えば、簿記は財務諸表論、財務会計論と必ずワンセットになっていないといけないと思いますが、そこでは簿記の背景にある考え方や理論まで含めて考えております。このため、会計大学院側の議論の中では、単純に私達は一切受験教育はやっていませんとコメントする大学院もありました。試験を全く無視するわけにもいかないのに、試験の中身を確認してはいますけれども、結局その先にある実務、プロフェッショナルとしての実務について、なぜこういうことをしなければならないのかということを常に考えて教育しております。このため、50%/50%という記載も多かったとは思いますが、気持ちの上では3対1で実務寄り、試験レベルは超えているとの認識でおります。公認会計士試験にはこういう形で出題されます、というような指導をしておりますが、「こういう試験の出方でこういう問題が出るので、こういう勉強をしましょう」という予備校のようなことは一切やっていないということ、ご理解いただけて大変うれしく思っております。

もう1点。資料の項目1に書かれております「2024年4月以降に新規で申請があるものについては」という文言ですが、この申請というのは、免除科目としての新規の申請という意味でしょうか。それとも単純に、学生達が行う免除申請でしょうか。

酒井：これは補習生からの申請ではなく、大学院の方からの減免対象科目の新規申請を指しています。過去に認定された科目や、認定を受けた科目の名称変更ではなく、新規科目の申請という意味で記載しております。

清水：わかりました。ここも少し我々の方で議論があり、大学院によっては非常に科目数を抑えた形での申請をしているところがあります。そういう大学院も実務的な内容の科目をたくさん設置しておりますので、それらの科目も新規で認定申請をしたいという話があり、一方で5年後にはこの30単位の減免が廃止となるので、どうなのかというような議論が少しありました。それでは、次年度以降も新規でバルクの30単位の減免対象科目の中に、新規の申請もあり得るとの理解で間違いないでしょうか。

酒井：新規の申請を制限するものではなく、申請があれば検討させていただきます。5年後に30単位の減免を廃止していく方針であるため、あまりこちらの対象を増やして確認作業に時間を取るよりも、共有化や連携講座の方に注力をさせていただきたいというような意図で記載をしております。

清水：わかりました。ありがとうございます。

松本：清水先生がお話しされた通りで、大学院の教員は基本的に会計士試験以外の内容を教える前提でいると思います。それが典型的に現れているのは、連携セミナーの監査規範で、私が提案した課題について、「このテーマは私には判らないので違うテーマで議論したい」という会計士の方が実際におられたという事実

です。会計大学院で教えている内容について、ディスカッションしてほしいと提案をして、スクーリングも行ったうえで、現場のファシリテーターの先生方をお願いしましたが、東京実務補習所では、わざわざその課題を変えてディスカッションをされたというケースがあります。実際に会計大学院で教えている内容は試験とは異なるといえるのではないのでしょうか。これは証拠として挙げられる事実だと思います。それ以上に私が気になっているのは、実務補習規則3条に基づき実務補習規程12条では、会計専門職大学院が補習所以上の内容を教えている場合は、補習所で単位として認められ得ると定められていますが、補習所以上のものを教えている場合、もっと言うと、補習所で教えていない科目は、従来通りの包括30単位の方で単位減免をしてもらえるのか、それとも実務補習規程第8条2項に基づき「実務補習の目的に照らして適当と認めた研修会等」として認定する方向で認めてもらえるのか、という点です。この点は、前回の小委員会で日下部先生に、補習所以上の内容の部分について検討するとお答えいただいたかと思いますが、どのようなご対応をいただけるのか教えていただきたいと思っています。

酒井：前回の会議から期間もまだあまりなく、実務補習所の中でも検討が終わっていない内容になります。しっかり時間をいただいて、今後どうしていくのか、他とのバランスもありますので、どのように対応していくのかについては、もう少し内部で検討させていただいて、ご回答させていただければと思います。

松本：承知しました、よろしくをお願いします。

清水：今の点についてご検討をお願いします。基本的にシラバス共有化の方向であるということはお互いにとって非常に良いことだと思いますが、共有化できない科目、補習所にない科目については、松本先生のご発言のとおりですので、この点についてはどのような形で寄せていくのかご検討いただければと思います。

福原：おっしゃる通り、どのように大学院協会の科目を実務補習所の中に取り入れていくのかは検討しなければいけない部分かと思っています。今は、過渡期的に一部を無くして一部を進めてという話になっています。前回、清水先生からも経営科目がほとんどシラバス共有化できず、かつ、大学院では科目が結構設置されているというお話がございました。幅広い周辺知識という話でもありますので、これらをどうしていくのかは一つの課題だと思っています。松本先生のご発言のとおり、それ以外の科目も当然あると思っています。これらは今後検討していかなければいけないと思っています。5年後と言わず、早いうちに、色々な形で検討をしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

## 2. 20232023 年期に会計大学院協会様に講師をお願いするゼミナール（旧 連携講座

に付随するゼミナール)の実施方法について

酒井：2023年期に会計大学院協会様に講師をお願いしたいゼミナールについて実務補習所で検討させていただき、連携講座に付随するゼミナールの中で、受講率も高く、今期からeラーニングの対象学年をJ1に変更した管理会計総論を試験的に実施させていただければと、補習所からの提案をさせていただきます。資料に記載しておりますが、東京と東海と近畿にて対面各1回と、オンラインで1回の計4回を考えております。申し込み方法は事前エントリーとして、1回の定員を大体25名ぐらいで想定いたしました。このあたりについては先生とご相談させていただいて、開催回数、方法、定員数について確定したいと思っております。開催時期については、7月又は8月で実施をさせていただきたいとの希望が出ております。この開催時期についても先生のご都合をお伺いして、難しいようであれば、どの日程であれば実施が可能かを伺いできたらと考えております。講師は、会計大学院協会様の方でメインのファシリテーターを行っていただき、もう1人派遣していただくことが可能であればサブファシリテーターをお願いできればと思います。補習所では、運営委員数名をサブファシリテーターとして、ゼミナール運営の方法習得や補習生のサポート役として参加をさせていただきたいと思っております。こちらの提案内容について、ご意見をいただければと思います。

清水：ご提案ありがとうございます。前回、前々回の会議において、私が登壇すると申し上げて、その通りにご提案いただいたのだと思います。大変感謝しています。日程は、ご提案の日程で私は大丈夫です。サブファシリテーターをお願いする方をどなたにするのかは少しお時間をいただいて調整する必要がありますが、基本的に私がメインファシリテーターをするのであれば、対応可能です。次に人数ですが、25名よりもう少し増えても実施可能かと思っております。ただ、50や100になると難しいかと思っておりますが30~40名ぐらいまでであれば、ファシリテーター2名で回していけると思っております。また、教材の更新についても、大学院協会に対応したいと思いますので、基本的にはご提案の通りでぜひ実行させていただきたいと思っております。こういう形でディスカッションをさせる、小グループで話し合う、グループ内で議論をする、議論をまとめる、発表するというのは、今後会計士になられる方々にとって重要な能力だと思いますので、私も力を入れてやらせていただきたいと思います。

福原：清水先生、本当にお忙しいところ、ご協力いただきありがとうございます。大変感謝しております。内部の事情で申し訳ないのですが、一般的なディスカッションを促進するという意味合いでのファシリテートは、どの運営委員も監査法人内のミーティング等で数多くこなしております。しかし、理論的な内容のものファシリテートとなると、先程の松本先生のご指摘もありましたが、比較

的不得意な人が多く、得意な者もいるとは思いますが、先生方のように上手くはできない状態です。今回先生のご負担も考えてこういう形式にしましたが、可能な限り各補習所の運営委員も講義と一緒に参加して、先生方のファシリテートを学ばせていただければ、と思っています。各実務補習所において対面で実施するのに加えて、もう1回はオンラインにして、資料にも記載のとおり、東京実務補習所の地方8支所の補習生を優先的にこのオンラインの講義に入れて、余った枠は、全国の補習生に開放するイメージで、できるだけ多く参加してもらおうと我々もと思っています。今回は、運営側の負担と先生方のご負担を考慮し、お忙しい中清水先生に1科目をお手伝いいただく形式で提案しましたが、もしこれが上手くできるということであれば、次年度以降、他の科目にも広げていきたいと思っています。その試金石として、これまで先生方には気分を害されたような発言で大変申し訳なかったですが、そういう形で進めさせていただければと思いますので、何卒ご協力をよろしくお願い致します。

清水：ありがとうございます。今回は私が担当させていただきますけれども、会計大学院側でも、こういった知識を共有し広げていくことは、全く不可能ではありませんので、管理会計に限らず、色々な科目で我々も先生方と一緒に勉強しながら進めていきたいと思っています。同じコンテンツでディスカッションを行うことは、進めていきたいことですので、今回気合いを入れて対応させていただきたいと思っています。福原先生どうもありがとうございます。よろしくお願い致します。

福原：事務局の小野さん、せっかく今回各実務補習所でこの講義を実施するので、しっかりアンケート等で出席された方のコメントを拾うような対応を考えていただきたいと思っています。できればその内容は、清水先生や大学院協会の先生方にも共有できるような形にしたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

小野：対面とオンラインのどちらもアンケートが取れるよう準備します。

清水：今のアンケートの件についてよろしいでしょうか。評価は非常に重要ですので、是非実施いただきたいと思っています。学生達に聞いた話になりますが、実務補習所でも講義後にアンケートを実施していると聞いています。それは講師の先生方にフィードバックはされているのでしょうか。というのは、数名の学生が辛辣なコメントを書いているらしく、あまり失礼なコメントを書かないようにってはいるのですが、会計大学院では学生のアンケートは非常に重要で、必ず講義をした先生に戻ってきて、アンケート内容に対して回答する義務を負っています。こういう点について改善して欲しいという内容に対しては、学生達に「こういう対応をします」という回答を各大学院で実施しております。もちろん、学生の言いなりになるのではありません。学生の方が明らかに間違いである場合には、そこを正していくのも教育の一つです。そこは考え違いであ

ること、私はこのような考え方で運営するのでそこは対応できないという回答をする。そうでないものについては、よくあるコメントは字が小さい、早口過ぎて何を言っているか聞こえない、とかですが、そういうコメントには、「申し訳ございません。以後注意いたします。」と対応できることについて回答し、それを実行する。学生たちのフィードバックを次のプロセスにつなげていくということをしています。ですので、是非今回私が担当する講義もフィードバックをいただきたく、またそれに対して回答する機会もいただければ大変ありがたいと思いますが、そういうサイクルは実務補習所の中ではあるのでしょうか。その点が少し気になっているところです。

小野：補習生アンケートは、東京実務補習所としてアンケート取っております。タイミングとしては、講義終了後ではなく7~9月頃で、東京の補習生に対して、「今期の講義はどうでしたか、ゼミナール、eラーニングはどうでしたか、運営委員の方はどうでしたか」という内容です。ゼミナールや講義終了直後にその内容を問うのではなく、「1年間を通して、どういった感想を持ちましたか」という聞き方になっていますので、ゼミナール講師に講義後に「先生方にこういう意見が来ていました」という共有はしておりません。ただし、9月のアンケート後に、9~10月頃の委員会において、先生方にはフィードバックをしておりますので、どういった点が補習生にとって良かった、良くなかったか、どの点を補習生が問題視するのかを把握し、今後の改善策をとっています。

福原：補足しますと、清水先生のご発言のとおり、補習生から「講義内容がレジメを読んでいるだけ」という辛辣なコメントもあります。昨日も他の事務局からの相談を受け、事実関係を調査し、講師を交代するかコメントをフィードバックするかという話をしていました。アンケートには講師名が書かれていないので、どの講師にそういった問題があるのか特定はできていません。昨日そういう話があって指示をしたのですが、機構としてもeラーニング、ライブそれぞれの科目に対して、簡単に回答ができるアンケートを作成・実施し、あまり効果が上がらないような講義のやり方についてコメントがあれば、すぐに講師にフィードバックをしてアップデートやスキルを上げてもらう、講師に問題があれば講師を交代することも考えていかないと補習生の満足度も上がらない、という話をしていました。まずは、個別アンケートを作成し、早急に対応を進めたいと思います。eラーニングは恐らくシステムに組み込めると思いますが、ライブ講義は同じ講義を東京では4~5人で講師をしているので、それぞれにアンケートを実施するとかなり手間がかかります。しかし、それをやらないと講義そのものが効果のあるものにならないと考えていますので、清水先生からご指摘あった点については我々も早急に改善をしていかなければいけないと思っています。

清水：教育をする場合は、我々の世界でも属人的なことが多いですが、それを可能な限り無くしていくために、ファカルティディベロップメントというものがあり、他の先生の講義を見に行く、評価をする等までやっています。今は電子的にアンケートを取ることも非常に簡単になっていますので、我々は、画面にQRコードを投影し、QRコードからグーグルフォームに入り、すぐにアンケートに答えてもらう形式をとっています。グーグルフォームは自動集計でき、後々の手間もそこまでではありません。実務補習所は科目が多いので、そんなに簡単ではないとは思いますが、検討をしてほしいと思います。気分が悪くなるようなコメントをする学生もいますが、時々「そうか。こういう点は、受講者にとって非常に負担になるのか」という気づきがあります。こんなに長くやっても、毎年そういう気づきがあるので、特に教えることを日常業務とされてない方々にとっては、不愉快なことも多々あろうとは思いますが、受講者側が感じていることを知るということも非常に大事になってくると思います。お手数をかけるとは思いますが、私共も合格者が多くお世話になっており、色々話を聞くと「ちょっとそれは」という話もありますので、ぜひ、教育効果を高めるためにもお願いしたいと思います。

福原：清水先生、色々ご教授ありがとうございます。アンケートも早急に対応したいと思います。

酒井：本セミナーは、参加上限を40名に変更し、会計大学院協会様からメインファシリテーターとサブファシリテーターを1名ずつ派遣していただく。そして、参加人数に応じて、実務補習所の運営委員にもサブファシリテーターとして何名か入る。開催日程や詳細については、会計教育研修機構のスタッフの方から、清水先生に直接ご連絡をさせていただき調整をする。以上の内容で進めていきたいと思っています。

### 3. シラバス共有化について

酒井：三つ目の議題は、シラバス共有化についてです。以前から監査実施論についてご提案をいただいておりますが、本内容を検討している監査分科会から、シラバスだけでは各大学院の具体的な内容が把握できないので、一部でも良いので教材を確認させてほしいとの意見がでています。お互いに協力し合って共有化を進めていきたいと考えておりますので、全部ではなく一部の教材をご提供いただくことが可能か確認をさせていただきたいと思っています。

清水：この件は我々も執行部で話し合いをしていますが、基本的にシラバスに基づいて各大学院が独自の教材作成をしています。一部とは一部の大学院なのか或いは各大学院が扱っている教材の一部なのかがよくわかりませんが、教材を提出することは難しいと考えています。教材によっては非常にセンシティブなもの

もあるので、公開をしたくないという面もあります。基本的にシラバスは最低限のものであって、そのシラバスに基づき、各大学院の先生方が工夫をされて教材を作っています。その教材を提供しないと認められないということであれば、この科目の共有化は難しいかと思っています。監査実施論を担当の松本先生方からもご意見をお願いします。

松本：監査実施論につきましては、鶴田先生も以前気にしておられたかと思いますが、リスクアプローチをどういう形で教えるかを補習所でも考えてみたいと過去に発言されていたことを切っ掛けにしています。リスクアプローチに基づくシラバスを、私の方で、補習所で提供されている科目を前提に共有化のために今回新しく作成しています。会計大学院側に現在ある監査実施論を前提に、共有化用のシラバスを作ったわけではありません。補習所で提供されている今のシラバスは我々が協力させていただいて作ったものですので、内容は全て把握できており、それを反映して、共有化のための新しいシラバスを作成して提出しています。そもそも監査実施論で何を教えるべきかわからないのでシラバスを作成して欲しいとのご依頼が確か福原先生からあり、補習所のシラバスを基に私が新しくシラバスを作成しました。まだこの監査実施論が運営されていないので、今使用しているものを提供してほしいと言われてもありませんし、今大学院で講義している教材を提供するのであれば、今度は私共が監査実施論を担当している監査法人のパートナーの先生達のところに行き、著作権を放棄して提供してくれないかと話をしに行くこととなります。12 会計大学院でリスクアプローチに関する科目を置いていない大学はないと思います。その場合に、その 12 大学から実施論の教材を全部提出しろと言われると、私は 12 校に頭を下げるにいくことになるかと思ひまして、この件についてどこまで熱心に対応したら認めてもらえるのだろうと会計大学院協会の執行部の先生方に相談していたところです。もし、教育内容について不安があり、講義資料を出さないと、シラバス共有化の対象とはならないという話であれば、今回の提案については私或いは執行部の方で、取り下げることもやむを得ないと 4 人で話をしていたところです。

福原：シラバスは今現在のものではなくて、実務補習所のカリキュラムを見ながら作成されたということですが、松本先生の方で作成されたシラバスが補習所のどの科目が共有化の対象になっているが明確になっていますでしょうか。追加で、今後新しく松本先生に作成いただいたシラバスは、各大学院でアップデートしてコース内容を少し修正してから共有化するという認識でよろしいでしょうか。

松本：何ヶ月前か忘れましたが、対応表を共有させていただいています。補習所の科目を大学院の方に反映させた形にしたのですが、何ヶ月前の資料なので探さないと出てきません。もう 1 点については、講義運営の仕方は各会計大学院の実施論を担当される先生方が自由に運営されていますので、そのコアになる部

分、先ほど清水先生がご発言されましたが、シラバスを共有化して、最低限この内容に関しては、科目の中に盛り込んで講義するよう、12校に依頼をすることになります。十分に対応できていない科目が多く、アップデートする必要があるからこのような話があったのかと思います。

福原：小野さん、監査分科会は、このシラバスが現状のものではなく、新規作成されたものだとして理解して検討しているか分かりますか。

小野：監査分科会で検討した際は、シラバス共有化のものという認識だけで、補習所のシラバスを基に作成されたものであるとは、恐らく伝えられていなかったとの認識です。

福原：既存の大学院でのコースと実務補習所の各カリキュラムを比較することを想定していたと私自身も理解していたところがありました。松本先生が我々のカリキュラムを確認しながら、内容を網羅できるようにシラバスを作成いただいていたことを、今一度監査分科会に伝えて検討したいと思います。教材に関しては、著作権の問題があることは我々も最初から理解していますので、12大学全てのものは当然無理な話であると思っています。これらの点を踏まえ、再度監査分科会に確認を依頼する形で進めたいと考えています。

小野：承知しました。来月に当分科会が開催予定のため、松本先生のご発言内容を共有し、再度検討を依頼します。

福原：清水先生、松本先生には大分前から色々と共有してもらっていますが、進捗が遅く大変申し訳ありません。我々としても、真摯に対応して検討していきたいと考えています。監査科目の共有化が進まないとその他の科目はさらに難しい話になると思いますので、改めて中身を精査して確認し、もし難しいところがある場合、どこが難しいのか、少し細かい点も含めて指摘していかないと、この先話が進まないと思うので、それらも含め改めて検討させてもらいたいと思います。

松本：お手数をおかけしますがよろしくお願いします。

酒井：画面に共有しているのが松本先生から以前送付いただいた Excel なので、もし機構で保存していないようであれば当方から共有するので連絡をしてください。その他コメントがある方はいないようなので、監査実施論に関する議論は以上とし、実務補習所で検討した結果を受けて、また次回以降でご相談をさせていただきたいと思います。

酒井：最後に、今後のシラバス共有化を進めるにあたり、共有ができそうな科目について、ご提案可能なものがあればお願いしたいと思います。

清水：この議題は事前に擦り合わせをする時間はありませんでしたが、山地先生からいくつかご提案をいただいています。一つは「経営管理論」で、これは補習所にも科目があったと思います。それから「コーポレートガバナンス」。他には税

法関係も共有できそうと考え、「所得税法」「消費税法」といったものが挙げられます。さらに、周辺領域になりますが、「経済学」、「ファイナンス」、IT関係で「ITの基礎」、「IT統制」があります。このあたりの科目は、関学の科目とは整合性が取れそうだということで、恐らく他の多くの会計大学院もこういった科目は設置していると思われます。ただ、これはまだ本当にたたき台のたたき台ということで、もう少し時間をもらって、実務補習所の科目一覧と各会計大学院の科目等を突き合わせてみないと提案が出来ないと思っています。今、我々は繁忙期のため、なかなか時間が取れないので、今の段階では山地先生からの提案を例として挙げた次第です。次回の協議会までには、きちんと検討して、もう少し提案をしたいと思っています。

福原：我々も、税法は通達等に基づく内容なので、近いところがあるだろうとは思っていますが、補習所では時間数も限られているので、講義時間数が少なくなっています。この違いをどう突合していくかの話があると思っています。期待しているのは経営分野で、これはITも含めてです。これらの科目は、監査や会計と違って、一般的な体系として「経営管理論」や「経営総論」とタイトルは多くあるのですが、試験委員が変わると全く違う内容になってしまうといった話もあり、どういうものを基礎教育、IPDとして補習生に提供していけばいいか少し悩むところがあります。範囲も経営に関しては、基礎的な知識、或いはベースとなるところのため、周辺知識として広げるといくらでもすぐ広がってしまいますが、広げてしまうことがいいのかどうか。現在、補習所も単位数を絞ってしていこうと考えているので、一般的に必要な、基礎的な知識として必要な経営学、或いはITの範囲をご教示いただくと我々としてはすごくありがたいと思っています。この分野は、広げすぎると効果が欠ける部分だと思っているので、お互いに協議しながらいいものができたらと思っています。

清水：確かに「経営管理論」は一言でなかなかまとめるのが難しいと思っています。本当に網羅的にやろうと思えば幾らでもできる科目ですが、公認会計士として監査をする中で必要な経営管理の知識は何なのかを考えていくと、昨日も取締役会の中で監査法人の方と話し合いをする中で問題になったのですが、評価のシステム、或いは、経営効率を高める中でどこに不正が出てくる可能性が高いのかなど、ある程度ポイントを絞っていかないといけないのかなと思っています。他方で、あまりポイントに絞ってしまうと、会計大学院の講義としてはなかなか成立しにくいという点があり、そういう点を盛り込みつつ、会計大学院側で科目として成立するようなものを擦り合わせていかないといけないので、ご提案できるアイデアは色々ありますが、我々のフィージビリティとして考えると、少しお時間をいただき調整をしないとイケない状況です。こういう内容が必要ではないかという考えは私もいくつか持っていて、例えばサステナ系

は恐らく補習所でも科目が二つぐらい設置されていると思いますが、試験には全く出ないところではあるものの、これからの監査法人の一つの大きな業務領域になっていくところでもあり、我々も研究として非常に面白い分野でもあります。お互いまだ十分ではない中で、こういうものがあつたらいいなというアイデアを私個人としては持っています。やってみたいことは多々ありますが、それをお互いの土台の上でどうやって乗せていくのを議論していかないといけないところかと思っていますので、継続的に対応をしていきたいと思っています。

山地：基本的には国際教育基準 IES の中で示されている学習成果、それに合わせた形で、シラバス共有化、内容や具体的な科目を検討された方が良いのではないかと思います。

松本：山地先生から提案されている科目は、3年程前に小西先生主導で、どういった科目を共有化できるかを「山地、松本が纏めるように」と言われてまとめたもので、結局お蔵入りしているものです。何でお蔵入りになっているかという「経済学」や「ファイナンス」は会計大学院では必ず教えている科目ですが、補習所側にその科目がほとんどないためです。前会計士協会会長の増田先生、藤沼先生にしても「経済学を勉強しなくていいわけがない」とお話しされましたが、合格者は、経済学を取らずに経営学で試験を合格しているので、そこが一番ネックだと思っています。現在、自分の子供が予備校に通学していますが、予備校は経済学を選択させません。そうすると、経済学を勉強する機会がゼロになりますし、補習所でミクロ・マクロを体系的に教えるのは恐らく無理だと思っています。体系的に教えるノウハウを持っているのは会計大学院側ですし、時間的にゆとりがあるのも会計大学院側なので、「経済学」や「ファイナンス」については、会計大学院が完全輸出超過でも構わないので、22.5時間対3時間とかでも構わないので、輸出超過的共有化も認めていただければ、非常に提案しやすいと思います。また、学生に対しても、経済学を勉強しないといけないと我々も指導できるかなと思っています。

福原：松本先生のご発言にあった一対一にならないという点に関しては、以前にもお話したとおり、補習所のコマ数が非常に少ないという意味合いからすると、例えば「この科目に対応するコマは、大学院のこの20コマ（1コース）です」というやり方は、やむを得ないかと思っています。シラバスの範囲は同じだけれども、深度が違うというイメージだと思っていますので、そういった科目も共有化は可能ではないかと個人的には思っています。

鶴田：実務補習はカリキュラムやコマ数が限られています。また、松本先生のご発言のとおり、「経済学」は今の受験生はほとんど受けないので、予備校によっては経済学の講義すら実施しないと割り切っているところもあると聞いています。一方で、会計士協会の一体的能力開発の会議では、何が必要で、どこでどのよ

うに能力開発をするのかについて、議論しているところなので、実務補習において「経済学」や「ファイナンス」を、会計大学院様に対応していただくことは、私個人は良いことであると思うので、進めていけばいいと思っています。ただ、私個人の判断で何かできるわけではないので、またご相談をさせていただき、協会・機構と一緒に連携し、協議をさせていただきたいと思っています。

#### 4. その他

酒井：本日全体を通してコメントがある方、ご質問等ある方も、コメントがあればお願いします。

目時：連携講座の単位減免の扱いについて、確認したいと思っています。会計教育研修機構のウェブサイト内に、連携講座についての記載があり、「会計倫理」が2023 年期より廃止になっているとの記載があります。補習所で会計倫理が対象科目から外れているのは我々も承知していますが、この連携講座について我々の認識としては2024 年度に会計大学院に入学された学生から申請の対象外になるという認識で、2023 年度まで大学院に入学された学生は、対象となるとの認識です。学生との契約の関係もあるので、会計倫理も含めて連携講座の単位減免が受けられるとの認識で間違いがないか、まず確認をしたいと思っています。

清水：少し補足をすると、この件に関しては2023 年度の会計大学院入学者までは、単位減免の対象になることは会計教育研修機構に確認は取れています。ただし、ウェブサイトに記載された内容を見て、複数の大学院の学生からこれはどうということなのかと問合せを受けています。基本的に目時先生のご発言のとおり、この特別203の「会計倫理」は、少なくとも今在籍している学生達が単位を取得した場合には有効であるとの認識でいますが、その認識で間違いがないかどうか確認したいと思います。もう1点は、このウェブサイトを見て申請をする学生達がかかなり混乱をきたしているようなので、廃止にはなっているが、2023 年度までに入学した学生までは有効など、そういった表記に修正ができないかという提案です。

原田：目時先生、清水先生からご発言いただいた件に関しては、ウェブサイトの下部に申請対象の大学院毎かつ年度別に、実務補習の単位減免対象科目が記載されています。一例として早稲田大学大学院様のものを画面に表示していますが、2023 年度に受講した学生は、会計倫理を含めた5科目の単位減免が可能になっています。この点に関しては、ご安心いただきたいと思います。昨年12月に各大学院様に照会した時は、2024 年度に関する照会で対象科目は4科目になっているので、その点は齟齬がないかと思っています。

- 福原：目時先生からご指摘のあったウェブサイトの※印の記載について、文章をつけ足した方がいいのではないかと思います。その記載で学生の皆さんが混乱しているという話なので、何か一言、括弧書きをつける、22 年以前に入所した方は有効と書く等、何かしら書いておいた方がいいのではないかと思います。ご指摘を踏まえて、その点はアップデートしていただければと思います。
- 原田：年次と年度でわかりづらくなっているかと思うので、少し工夫してウェブサイトを更新したいと思います。
- 清水：補習所の年次と我々の年度がずれていることが以前から難しい原因になっていると思いますが、併記をしてもらえるといいかと思っています。併記というのは、例えば、203 をこの一覧表の中に記載しておいて、逆に※印で「補習所の年次、括弧して 2024 年度会計大学院入学生以降は廃止」と記載する等、併記をするだけでわかりやすくなるのではかと思うので、記載を工夫していただければ大変ありがたいと思います。
- 原田：ご指摘いただいた点を踏まえて更新します。
- 目時：追加で 1 点確認となりますが、例えば、2023 年度入学生は、まだ 2024 年度は 2 年生であり、2 年次に会計倫理も含めた連携講座を履修した場合は、会計倫理も含めて単位減免を認めてもらえるとの理解でよろしいでしょうか。2024 年 4 月からスタートをする年度での履修とはなりますが、入学した時期は 2023 年 4 月なので、我々の認識としては、2023 年 4 月入学生は、2024 年度に受講した会計倫理も含めて単位減免を認められると理解しています。
- 原田：2023 年度に入学した方が、2024 年度に受講した場合については、5 科目認めるとなっているので、そのように対応します。

以上

## 5. 会計大学院に関する統計について

例年通り、会計大学院入学状況調査および公認会計士試験合格状況調査を行った。

## 6. 専門委員会の活動報告

### 渉外・キャリア支援委員会活動報告

キャリア教育に関する事業は、渉外・キャリア支援委員会（担当理事：梅原秀継）が担当した。以下はその活動報告である。

#### (1) キャリア教育事前打ち合わせ

① 日時：2023年10月11日（水） 11:00～11:20

② 方法：Microsoft Teams

③ 参加者：

- 会計大学院協会 梅原秀継・松本祥尚
- 日本公認会計士協会実務補習・修了考査担当常務理事 安井康二
- 日本公認会計士協会 会務運営戦略本部 修了考査グループ 酒井亜樹子
- 有限責任あずさ監査法人 吉川卓宏・加藤知余・前田真紀子・長南伸子
- EY 新日本有限責任監査法人 五十嵐剛・福田佳奈子
- PwC あらた有限責任監査法人 森直子・清見嘉子・八木美有姫
- 有限責任監査法人トーマツ 中原雅大・山本克之・鳥野美枝

④ 議事：

- 文部科学省からの「インターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進について」（報告書）に基づき、従来の「インターンシップ」から「キャリア教育」に名称を変更することとした。
- 2022年度の実施結果の報告とともに、2023年度のキャリア教育実施の可否と方法について議論し、各法人でさらに検討することとした（最終的には、全法人がオンライン方式で実施）。

#### (2) 募集方法・連絡締切日

① 募集方法：実施要領や各監査法人の日程等を反映した情宣チラシを共有し、各会計大学院で参加希望者を募集

② 各会計大学院から担当理事への最終連絡締切日：2023年12月20日

#### (3) 募集結果及び実施

① 募集結果：申込者数110名（延べ派遣人数100名）

② 過去からの慣例に従い、各監査法人に割り当て、その後、各会計大学院に募集結果

等を報告

- ③ 監査法人別の希望者ファイルを公認会計士協会に提出
- ④ 各監査法人と各会計大学院との間で派遣手続を実施
- ⑤ 各監査法人においてキャリア教育を実施

(4) 各会計大学院の派遣者数

	申込者数	延べ派遣人数	あずさ	EY 新日本	トーマツ	PwCあらた
青山学院大学	8	8	-	3	3	2
大原大学院大学	6	6	3	-	1	2
関西大学	24	18	3	6	4	5
関西学院大学	16	16	3	6	5	2
熊本学園大学	0	0	0	0	0	0
千葉商科大学	4	4	2	1	-	1
東北大学	10	10	2	6	1	1
兵庫県立大学	1	1	-	-	-	1
北海道大学	3	3	1		2	-
明治大学	22	18	4	4	7	3
LEC会計大学院	3	3	1	1	1	-
早稲田大学	13	13	1	3	6	3
総計	110	100	20	30	30	20

(5) 情宣チラシのサンプル

# JAGSPA 会計大学院協会

## 四大監査法人 キャリア教育

あずさ  
KPMG

新日本  
EY

トーマツ  
DTT

PwC

※ オンラインによる開催になります。

2024年	あずさ	EY新日本	トーマツ	PwC*
ツール	Teams	Teams	Zoom	Google meet
募集人数	20名	30名	30名	20名
開催日	2/28	2/22	2/19	2/15
開催時間 (予定)	10:00 ～15:00	10:00 ～16:30	9:30 ～15:30	10:00 ～15:00

※2023年12月1日付けで「PwC Japan有限責任監査法人」に法人名称変更予定。

**応募期限**  
2023年12月〇日

〇〇大学会計大学院

郵便番号  
住所  
電話:  
e-mail:

理論と実務の融合を目指した  
会計大学院協会と四大監査法人の協力によるキャリア教育

- ◆ 各監査法人において2月に実施
- ◆ 監査法人での会計業務・監査業務・コンサルティング業務に関心のある会計大学院在籍者向け(公認会計士志願者に限定せず)
- ◆ 1人で複数の監査法人への応募が可能です。

参加条件

- ◆ パソコンとヘッドセットによる参加を前提とします(キーボードによる入力が必要となります)。
- ◆ パソコンやインターネット環境により参加が難しい場合でも、個別のサポートはできません。
- ◆ 言語は、日本語(ディスカッションに参加できるレベル)となります。

## 7. 2022(令和4)年度 会計大学院協会教育貢献者賞の授賞

2022年度会計大学院協会教育貢献者賞受賞者に対して、2023年度総会において表彰式を行った。

2022年度「会計大学院協会教育貢献者賞」受賞者選考結果

2023年5月13日

「会計大学院協会教育貢献者賞」受賞者選考委員会

委員長 清水 孝

会計大学院協会教育貢献者賞の申し合わせに基づき、下記の先生を2022年度の教育貢献者賞授賞候補者として決定しました。

柴 健次（関西大学大学院会計研究科教授）

授賞理由：

柴健次先生は、2006年設立の関西大学大学院会計研究科においては、その設立準備段階から設立後6年半4期にわたり研究科長としてその運営に携わられた。また会計大学院協会創立翌年の2006年から2008年度、ならびに2011年度に副理事長を、2009年度から2010年度は理事を務められました。その間、日本公認会計士協会とともに4大監査法人におけるインターンシップの創設と普及に尽力されるとともに、2017年度からは日本公認会計士協会会計基礎教育推進会議委員として会計基礎教育の開発に努められた。

以上の通り、会計大学院協会の確立と発展に対してのみならず、会計教育への著しい貢献を果たされたことをもって、教育貢献者賞に値するものと認められる。

以上

会計大学院協会

2024年3月31日

第19事業年度(2023年度)収支決算書

(2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：円)

	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
会費収入	2,600,000	2,600,000	0
寄付金収入	0	0	0
受取利息収入	100	55	45
当期収入合計	2,600,100	2,600,055	45
前期繰越収支差額	7,038,310	7,038,310	0
収入合計	9,638,410	9,638,365	45
II 支出の部			
総会費支出	100,000	80,707	19,293
事務委託費	0	0	0
シンポジウム等			
開催費支出	500,000	30,360	469,640
専門委員会調査費支出	0	0	0
印刷費支出	900,000	544,400	355,600
消耗品費支出	50,000	1,452	48,548
旅費交通費支出	150,000	0	150,000
通信費支出	100,000	60,710	39,290
会議費支出	100,000	43,580	56,420
手数料支出	10,000	2,140	7,860
広告・広報・HP関連支出	800,000	71,500	728,500
人件費支出	50,000	24,000	26,000
雑費支出	150,000	0	150,000
教育貢献者賞関連支出	40,000	18,106	21,894
予備費支出	150,000	0	150,000
当期支出合計	3,100,000	876,955	2,223,045
当期収支差額	△499,900	1,723,100	△2,223,000
次期繰越収支差額	6,538,410	8,761,410	△2,223,000

次期繰越収支差額の内容は、以下のとおりである。

小口現金	41,457 円
普通預金	8,719,953 円

監査報告書

監査報告書

会計大学院協会理事会御中

会計大学院協会の 2023 年度収支決算書にかかわる会計監査を行った結果、執行内容について適正妥当なものであることを確認いたしましたので報告いたします。

2024 年 5 月 6 日

会計大学院協会

監 事

春日部 光紀



監査報告書

会計大学院協会理事会御中

会計大学院協会の 2023 年度収支決算書にかかわる会計監査を行った結果、執行内容について適正妥当なものであることを確認いたしましたので報告いたします。

2024 年 5 月 7 日

会計大学院協会

監 事

木村 史



# 第 20 事業年度(2024 年度)事業計画

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

## I 基本方針

第 19 業年度に引き続き、会計大学院相互の協力を促進して会計大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた会計職業人を養成し、社会に貢献するための事業を推進する。

## II 事業細目

- 1 理事・委員会議の開催(2024 年 5 月、7 月、9 月、12 月、2025 年 3 月)
- 2 実務補習所の修了考査と考査への協力
- 3 会計大学院修了者の実務補習所での単位減免を 132 単位に変更
- 4 『日本経済新聞』での会計大学院会員校による広告の掲載
- 5 雑誌『企業会計』(中央経済社)への会計大学院全会員校による広告の掲載
- 6 『会計大学院協会ニュース』の発行(No.38 と No.39 の発行)
- 7 キャリア教育およびインターンシップの推進
- 8 公認会計士・監査審査会との意見交換
- 9 日本公認会計士協会との意見交換
- 10 会計教育研修機構との意見交換
- 11 文部科学省との意見交換
- 12 会計大学院協会教育貢献者賞受賞者の選考
- 13 シンポジウムの開催
- 14 協会 WEB サイトの運営
- 15 第三者評価機関の運営協力
- 16 会計大学院に関する統計資料の作成・公表
- 17 その他

以上

## 第 20 事業年度(2024 年度)収支予算書

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	予算額	前年度予算額	増 減
I 収入の部			
会費収入	2,600,000	2,600,000	0
寄付金収入	0	0	0
受取利息収入	100	100	0
当期収入合計	2,600,100	2,600,100	0
前期繰越収支差額	8,761,410	7,038,310	1,723,100
収入合計	11,361,510	9,638,410	1,723,100
II 支出の部			
総会費支出	500,000	100,000	400,000
事務委託費	0	0	0
シンポジウム等			
開催費支出	500,000	500,000	0
専門委員会調査費支出	0	0	0
印刷費支出	1,500,000 <sup>*1</sup>	900,000	600,000
消耗品費支出	20,000	50,000	△30,000
旅費交通費支出	100,000	150,000	△50,000
通信費支出	100,000	100,000	0
会議費支出	100,000	100,000	0
手数料支出	10,000	10,000	0
広告・広報・HP 関連支出	800,000	800,000	0
人件費支出	30,000	50,000	△20,000
雑費支出	50,000	150,000	△100,000
教育貢献者賞関連支出	40,000	40,000	0
予備費支出	150,000	150,000	0
当期支出合計	3,900,000	3,100,000	800,000
当期収支差額	△1,299,900	△499,900	△800,000
次期繰越収支差額	7,461,510	6,538,410	923,100

\*1 会計大学院協会ニュースレター第 37 号未支出分を含む

会費収入の内訳は、以下のとおりである。

会員	200,000 円×12 校＝	2,400,000 円
賛助会員	100,000 円× 2 組織＝	200,000
計		2,600,000 円

## 会計大学院協会設置趣旨

会計大学院協会は、会計大学院（文部科学省専門職大学院設置基準により設置された会計に関する専門職大学院をいう）相互の協力を促進して会計大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた会計職業人を養成し、社会に貢献することを目的として、会計大学院を設置する法人により構成される団体である。

このような目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 会計大学院が行う職業会計教育の内容及び教育条件整備の検討と提言
- (2) 会計大学院の教育方法等の改善に関する検討と提言
- (3) 公認会計士試験のあり方に関する検討と提言
- (4) 第三者評価等の教育評価の推進とあり方の提言
- (5) 会計大学院に関する一般への広報活動
- (6) 会計大学院の教育に係る関係機関（関係諸官庁、日本公認会計士協会、その他職業会計人団体、経済団体、第三者評価機関等）との協議に関する事項
- (7) その他、協会が必要と認める事項

## 会計大学院協会規約

### 第1章 総則

#### 第1条

(名称) 本会は会計大学院協会と称し、英語では、Japan Association of Graduate Schools for Professional Accountancy (略称JAGSPA) と称する。

#### 第2条

(住所) 本会の主たる事務所は、東京都（〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学大学院会計研究科内）に置く。

#### 第3条

(目的) 本会の目的は、会計大学院（文部科学省専門職大学院設置基準により設置された会計に関する専門職大学院をいう）相互の協力を促進して会計大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた会計職業人を養成し、社会に貢献することにある。

#### 第4条

(事業) 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- 1.会計大学院が行う職業会計教育の内容及び教育条件整備の検討と提言
- 2.会計大学院の教育方法等の改善に関する検討と提言
- 3.公認会計士試験のあり方に関する検討と提言
- 4.第三者評価等の教育評価の推進とあり方の提言
- 5.会計大学院に関する一般への広報活動
- 6.会計大学院の教育に係る関係機関（関係諸官庁、日本公認会計士協会、その他職業会計人団体、経済団体、第三者評価機関等）との協力に関する事項
- 7.その他、協会が必要と認める事項

### 第2章 会員

#### 第5条

(会員の資格) 本会の会員は、会計大学院を設置する法人のうち、次のものからなる。

- (1) 別表に掲げるもの
- (2) 理事会の提案に基づく総会の議決により入会を認められたもの

#### 第6条

(会員の代表者) 1.会員は、その代表者1名を定めて、本会に届け出なければならな

い。これを変更したときも、同様とする。

2. 代表者は、会員の設置する会計大学院の専任教員たるものとする。本会の総会には、第1項により届け出られた者が出席しなければならない。
3. 第1項により届け出られた者が総会に出席できないときは、当該会計大学院の専任教員による代理出席を認める。この場合は、書面により代理出席を委任されたことを申し出なければならない。

#### 第7条

(入会の提案) 入会の提案をするにあたって、理事会は、入会を申し込んだ法人の設置する会計大学院が適格性を有することを確認するものとする。

#### 第8条

(会員資格の喪失) 会員の設置する会計大学院が閉鎖され、あるいはその設置認可が取り消されたときは、会員の資格を失う。

#### 第9条

- (会員の懲戒) 1. 会員が本会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、理事会の提案に基づく総会の議決により、懲戒をすることができる。その議決は、総会員の3分の2以上の多数による。
2. 懲戒には、戒告、会員資格停止、除名がある。

#### 第10条

- (入会金及び年会費) 1. 会員は、年会費を納めなければならない。年会費を滞納した会員は、理事会において、退会したものとみなすことができる。
2. 第5条第2号に定める会員は、入会にあたって入会金を納めなければならない。
  3. 年会費及び入会金に関する細則は、理事会が定める。

#### 第11条

- (準会員) 1. 第5条とは別に、会計大学院の設置を予定し、当協会に参加を希望する法人は、理事会の承認を経て本会の準会員となることができる。
2. 準会員は、理事会の定めるところに従い、年会費を納めなければならない。
  3. 準会員は、その代表者を予め届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
  4. 準会員の代表者は、総会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。
  5. 第9条の規定は、準会員にも適用する。

## 第12条

(賛助会員) 1.第5条及び第11条とは別に、会計大学院の教育に理解を有し、その教育の目的に寄与すると認められ、当協会に参加を希望する者は、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

2.賛助会員は、理事会の定めるところに従い、年会費を納めなければならない。

3.賛助会員は、その代表者を予め届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

4.賛助会員の代表者は、総会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。

5.第9条の規定は、賛助会員にも適用する。

## 第3章 役員

### 第13条

(役員構成) 本会に次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名

(3) 理事 6名 (理事長、副理事長を含む。)

(4) 監事 2名

### 第14条

(理事の選任) 理事は、総会がこれを選任する。

### 第15条

(理事長の選任) 理事長は、総会において選任された理事がこれを互選する。

### 第16条

(副理事長の選任) 副理事長は、理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を経てこれを選任する。

### 第17条

(監事の選任) 監事は総会において選任する。

### 第18条

(役員任期) 1.役員任期は3年とする。

2.役員は、再任されることができる。

#### 第19条

- (理事長及び副理事長の職務) 1.理事長は本会を代表し、その業務を総理する。
- 2.理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した副理事長が、その職務を代行する。

#### 第20条

(理事の職務) 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

#### 第21条

(監事の職務) 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

### 第4章 会議

#### 第22条

- (総会の招集) 1.理事長は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。
- 2.理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。総会員の3分の1以上の会員が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3.総会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第23条

- (総会の議決方法) 1.総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2.総会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3.会員は、総会において各々1個の議決権を有する。

#### 第24条

(理事会の招集) 理事会は理事長がこれを招集し、その議長となる。

#### 第25条

- (理事会の議決方法) 1.理事会は、総理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2.理事会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第26条

(理事会の議決事項) 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 準会員及び賛助会員の承認に関する事項
- (3) 会員、準会員及び賛助会員の退会に関する事項
- (4) 入会金及び年会費に関する事項
- (5) 専門委員会の設置に関する事項
- (6) その他、本会の事業を実施するために必要と認められる事項

## 第5章 専門委員会

### 第27条

(専門委員会の設置) 1.本会の事業の遂行に必要な調査研究を行うため、理事会の下に専門委員会を置くことができる。

2.専門委員会による調査研究の結果は、理事会に報告しなければならない。

3.専門委員会は、審議・調査事項の性格に応じて、適宜、第三者の参加を求めることができる。

### 第28条

(専門委員会の任務・構成・運営方針等) 各専門委員会の任務、構成、及び運営方針等については、理事会が別に定める。

## 第6章 事務局

### 第29条

(事務局の設置) 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

### 第30条

理事長は事務局を統括する。

## 第7章 会計

### 第31条

(資産) 本会の資産は、次の各号よりなる。

- (1) 基本財産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) その他の収入

### 第32条

(資産の管理及び運用) 本会の資産の管理及び運用は、理事会の議を経て理事長が行う。

### 第33条

(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

### 第34条

(予算及び決算) 1.理事長は、毎年3月末日までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

2.理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算書を作成し、理事会の議を経、監事の意見を添えて総会の承認を求めなければならない。

## 第8章 規約の変更及び解散

### 第35条

(規約の変更) 1.本規約は、総会の議決によって変更することができる。

2.この議決には、総会員の3分の2以上の同意を要する。

### 第36条

(解散) 1.本会は、総会の議決によって解散することができる。

2.この議決には、総会員の4分の3以上の同意を要する。

## 第9章 細則

### 第37条

(細則の制定) 本規約の施行上必要な細則は、理事会の議を経て理事長が定める。

(附則)

### 第1条

(施行期日) 本規約は、平成17年4月1日から施行する。

### 第2条

(連合会計大学院) 本規約の適用については、複数の法人が一の会計大学院を設置した場合においては、あわせて一の会員として扱うものとする。

### 第3条

(創立総会における理事の選任) 本会の最初の総会では、第13条の規定にかかわらず、会計大学院協会設立準備世話人会が互選する者10名をもって充てる。

### 第4条

(最初の役員の任期) 本会の最初の総会の役員の任期は、第18条の規定にかかわらず、創立総会を含め2回目の総会までとする。

### 第5条

(創立総会の議長) 本会の最初の総会の議長は、第22条第3項の規定にかかわらず、会計大学院協会設立準備世話人会代表がこれにあたる。

### 第6条

(創立当初の会計年度) 本会の最初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、直近の年の3月31日に終わるものとする。

### 第7条

(事務局) 事務局は、理事長の所属する法人に置く。

### 第8条

(幹事) 理事長は幹事を任命し、幹事は、理事会に陪席できるものとする。

### 第9条

(ホームページ) 協会は、ホームページを設ける。

### 第10条

- (相談役の選任) 1.本規約第13条に規定する役員以外に、相談役を置くことができる。
- 2.相談役は、理事経験者の中から理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 3.相談役は、理事長の要請があったときは、理事会および各種委員会に出席して意見を述べることができる。

以上

## 会費等細則

### 第1条

(入会金) 1.会計大学院協会 (以下、「協会」と略す。) の会員は、各々入会にあたって20万円の入会金を協会に納付しなければならない。

2.協会の準会員及び賛助会員は、各々入会にあたって10万円の入会金を協会に納付しなければならない。

## 第2条

(年会費) 協会の会員、準会員及び賛助会員は、各々年度ごとに次の各号の区分に応じて年会費を協会に納付しなければならない。(創立初年度の入会金は入会金のみを支払うものとする。)

1.会員 20万円

2.準会員 10万円

3.賛助会員 10万円

## 附則

### 第1条

(施行期日) 本細則は平成17年4月1日から施行する。

### 第2条

(会員となった準会員の年会費) 本細則第2条の規定にかかわらず、協会の準会員である者が協会に入会した場合における当該年度の年会費は、すでに支払われた準会員としての年会費との差額とする。

以上

## 別表

### 会員

青山学院大学（大学院会計プロフェッション研究科）

大原大学院大学（会計研究科会計専攻）

関西大学（大学院会計研究科会計人養成専攻）

関西学院大学（専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻）

熊本学園大学（専門職大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻）

千葉商科大学（大学院会計ファイナンス研究科）

東北大学（大学院経済学研究科会計専門職専攻）

兵庫県立大学（大学院社会科学研究科会計専門職専攻）

北海道大学（大学院経済学研究科会計情報専攻）

明治大学（専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻）

LEC東京リーガルマインド大学院大学（高度専門職研究科会計専門職専攻）

早稲田大学（大学院会計研究科会計専攻）

（以上、50音順）

2011年5月1日

## 「会計大学院協会教育貢献者賞」に関する申し合わせ

### 1. 「会計大学院協会教育貢献者賞」創設の主旨

2005年4月1日に創設された会計大学院協会の活動も6年を過ぎ、2011年4月より、第7事業年度の活動が始まることとなる。この間、専門職大学院に対しては多くの課題が投げかけられるとともに、各大学院では、自己評価とともに、厳しい第三者評価を受けることで、高等教育機関としての役割を、着実に果たしてきている。こうした会計大学院の発展は、ひとえに各大学院における教員一人ひとりの自助努力に負うところ大であることから、ここに、各事業年度、当協会加盟会員校から、原則として、3名以内の教員に対して、会計大学院協会教育貢献者賞（以下、「本賞」と略す）を授与し、その榮譽をたたえることとする。

### 2. 「本賞」受賞者の資格等

当協会では、原則として、下記の各事項に該当する者につき、毎年、3名以内に対して本賞を授与し、その榮譽をたたえる。

- 1) 当協会加盟会員校に所属する専任の教員
- 2) 当協会の活動に対して貢献著しい者
- 3) 所属大学院において、長年、会計教育に精励している者
- 4) その他、上記と同等と認められると選考委員会が承認した者

なお、該当年度において、当協会の役員の職にある者は対象外とする。

### 3. 「本賞」の受賞者選考委員会の構成等

本賞受賞者の選考委員会の構成員は、以下の5名とする。

- 1) 会計大学院協会理事長
- 2) 会計大学院協会副理事長（2名）
- 3) 会計大学院協会幹事（2名）

なお、当該委員会の委員長は、原則として、理事長とする。

### 4. 表彰等

本賞の表彰に当たっては、以下を行い、その榮譽をたたえる。

- 1) 受賞者への記念品等の贈呈
- 2) 受賞者名の『会計大学院協会ニュース』への登載等

### 5. 適用その他

2011年4月17日（日）開催の第7回理事・委員会議での決定により、本賞は、2011年5月開催の第6期事業年度に係る会計大学院協会の総会より適用する。

以上